

平成 2 6 年 6 月

美里町教育委員会定例会会議録

平成26年6月教育委員会定例会議

日 時 平成26年6月25日（水曜日）

午後1時30分開議

場 所 美里町近代文学館 視聴覚会議室

出席委員（5名）

1 番	委 員 長	佐々木 勝 男 君
2 番	委員長職務代行	成 澤 明 子 君
3 番	委 員	後 藤 眞 琴 君
4 番	委 員	佐 藤 三 昭 君
5 番	教 育 長	佐々木 賢 治 君

欠席委員 な し

教育委員会事務局出席者

次長兼教育総務課長	渋谷 芳 和 君
教育総務課課長補佐	寒河江 克 哉 君
学校教育専門指導員	佐々木 勝 基 君

傍聴者 5名

議事日程

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 会議録の承認

・ 報告事項

第 3 行事予定等の報告

第 4 教育長の報告

第 5 報告第25号 平成26年第3回美里町議会定例会の報告

第 6 報告第26号 平成26年度生徒指導に関する報告（5月分）

第 7 報告第27号 指定校の変更について

- ・ 協議事項

第 8 協議事項 1 全国学力学習状況調査の公表について

第 9 協議事項 2 美里町学校教育環境整備方針について〔継続協議〕

第 10 協議事項 3 基礎学力・いじめ等について〔継続協議〕

- ・ その他

第 11 宮城県中学校長会からの要望について

第 12 東日本大震災被災児童生徒に対する支援事業について

第 13 平成 26 年 7 月美里町教育委員会臨時会・定例会の開催日について

本日の会議に付した事件

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 会議録の承認

- ・ 報告事項

第 3 行事予定等の報告

第 4 教育長の報告

第 5 報告第 25 号 平成 26 年第 3 回美里町議会定例会の報告

第 6 報告第 26 号 平成 26 年度生徒指導に関する報告（5 月分）【秘密会】

第 7 報告第 27 号 指定校の変更について【秘密会】

- ・ 協議事項

第 8 協議事項 1 全国学力学習状況調査の公表について

第 9 協議事項 2 美里町学校教育環境整備方針について〔継続協議〕

第 10 協議事項 3 基礎学力・いじめ等について〔継続協議〕

- ・ その他

第 11 宮城県中学校長会からの要望について

第 12 東日本大震災被災児童生徒に対する支援事業について

第 13 平成 26 年 7 月美里町教育委員会臨時会・定例会の開催日について

第 14 〔追加〕美里町小牛田地域学校給食センター基本構想問題に係る検証について

午後１時３０分 開会

○委員長（佐々木勝男君） 皆さん、こんにちは。

それでは、平成26年６月教育委員会定例会議を始めることにいたします。

日程第１ 会議録署名員の指名

○委員長（佐々木勝男君） 議事日程の日程第１、会議録署名委員の指名ということで、２番委員成澤委員、４番委員佐藤委員にお願いしたいと思います。

日程第２ 会議録の承認

○委員長（佐々木勝男君） 日程第２、会議録の承認につきましては、事務局のほうから御説明をお願いします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、事務局より会議録のことにつきまして御説明申し上げます。

招集告示に際しまして、平成26年４月分定例会の会議録を各委員様方のほうにお届けしました。本日までお目通しいただいているところでございまして、委員様のほうから修正点がございましたので、こちらを報告しながら承認をしていただければありがたいかと思っております。

それではまず、ページ数で申し上げさせていただきたいと思います。

22ページでございます。22ページ中段に３番委員後藤眞琴委員が発言なさっているところがございます、「はい」と記載されております。その後、「これにつきましては」以降、説明がされておりますが、こちら済みませんが事務局のほうの調整ミスでございました。「これにつきましては」以降は、教育委員会事務局であります教育総務課長補佐が説明した件でございます。ですので、後藤委員がお話しになりましたのは、「はい」の言葉だけです。これ以降の「これにつきましては」以降は、教育委員会事務局教育総務課長補佐が話したことということでの訂正をお願いしたいと思います。大変申しわけございませんでした。

続きまして、27ページでございます。27ページの中段ごろでございます。成澤委員が発言なさっているところがございますが、「平成22年11月９日に前委員長が」云々とあります。こちらの会議の中では「議会にて」というような発言をされておりますが、こちら成澤委員とお話ししまして、これは「教育委員会臨時会」でございますので、「議会にて」という文言を「教育委員会臨時会にて」に既に修正させていただいております。

主な点につきましては、この２点が各委員さん方からお目通しをいただいて修正など協議さ

せてもらったところでございます。以上でございます。

○委員長（佐々木勝男君） ただいま、22ページの中段部分、27ページの中段の部分ということで、事務局のほうから説明をもらいました。訂正箇所がございますので、そのとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり） よろしいですかね。

それでは、会議録については承認となりました。よろしくお願ひしたいと思います。

日程第3 行事予定等の報告

○委員長（佐々木勝男君） 報告事項に入ります。

報告事項の前に、日程第6の報告第26号 平成26年度生徒指導に関する報告（5月分）、日程第7、報告第27号 指定校の変更について、この2つにつきましては個人情報に係る報告ですので、秘密会扱いにしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか

（「はい」の声あり）

それでは、日程第6と日程第7については秘密会扱いにすることになりました。傍聴者の皆さんにお知らせいたします。日程第6と日程第7につきましては、秘密会扱いということになりましたので、報告事項日程第6、日程第7になりましたときには、一時傍聴者の皆様は御退席ということで御協力お願い申し上げたいと思います。

それでは、報告事項の日程第3、行事予定等の報告について事務局のほうからお願いいたします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、日程第3でございます。行事予定等の報告を行っていただきます。お手元に配付しております美里町教育委員会行事予定表7月分を見ていただきたいと思います。大きな点のみ説明させていただきますので、御了解いただきたいと思います。

〔以下、資料に添った説明に付き詳細省略〕

- ・ 7月1日 遠田地区暴力団追放対策協議会総会、町内園長会
- ・ 7月2日 北浦小学校指導主事訪問、学校警察連絡協議会総会（涌谷高校）
- ・ 7月3日 近代文学館運営審議会
- ・ 7月4日 大崎地区第3回教育長連絡会、平成25年度決算監査
- ・ 7月9日 町内校長会、子ども・子育て支援事業委員会〔渋谷課長〕
- ・ 7月10日 町内教頭会、町内生徒指導連絡協議会

- ・ 7月11日 ふどうどう幼稚園指導主事訪問
- ・ 7月18日 全小中学校幼稚園第1学期終業式

※夏季休暇 小学校・幼稚園 8月25日まで、中学校 8月24日まで

- ・ 7月20日～25日 中体連県大会
- ・ 7月23日 大崎地区教科書採択協議会〔教育長〕
- ・ 7月28日 特別支援教育講演会〔宮城県支援学校小牛田高等学園〕

※特別支援教員、町臨時職員教員補助員参加予定

- ・ 7月29日 「青少年事業」美里っ子体験塾〔小牛田農林高校学校林；まちづくり推進課〕
- ・ 7月30日～8月20日 宮城県発掘調査パネル展〔近代文学館ギャラリー；文化財係主催〕
- ・ 8月2日 国際交流親善大使選考会〔南郷庁舎〕
- ・ 8月6日 宮城県教育委員会教育懇話会県別会議（登米合庁）※委員長、教委長

○委員長（佐々木勝男君） 行事予定等の報告ということで報告をいただきました。何かお伺いしたいことがございましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

日程第4 教育長の報告

○委員長（佐々木勝男君） 次に、日程第4、教育長の報告ということで、教育長のほうからお願いします。

○教育長（佐々木賢治君） それでは、教育長の報告ということで御報告させていただきます。

大きな1番目、6月の校長会で主な指示事項ということで、裏側に資料を準備させていただきました。6月9日に実施してあります。主だったものだけお話しします。

初めにとということで、6月9日の時点ではもう1学期の後半に突入ということで、後半しっかりまとめをよろしくお願ひしたいという、大きな行事、運動会、中体連等が終了し、あとはまとめの後半になりますということでお話しをしました。なお、7月18日、今寒河江補佐のほうからもありましたが、第1学期の終業式を迎えます。

それから、2番目の教育課程に関することにつきましては、（1）番目の全国学力学習状況調査、その後の取り組みについて後でも協議にも出てきます。それで、先生方に指示してほしいことは、全部の教員で実際同じ子どもたちの取り組んだ問題をやってみて日々の指導に役立ててほしいと、そういったことなどもお話ししております。

それから（4）番目、特別支援教育講演会、先ほど寒河江補佐のほうからあった内容のもの

です。

(5) 番目、平成26年度、今度は県の学力学習状況調査が10月末に予定されております。県独自に、ことしから県のほうでも予算化して計画しました。小学校5年と中2対象になります。なお、今年度につき10月末ですが、27年度からは4月中後半ぐらいに実施の予定でいるようです。

大きな3番目、県教委からの指示連絡事項ということで、2つほど載せました。

1つは、平成27年度の管理職候補者等の選考がもう始まります。8月から論文等のテストがございます。美里町からも、校長候補、教頭候補、主幹教諭候補で出願しております。

(2) 番目、教職員の事故防止ということで、最近新任の教諭が酒飲み運転で懲戒免職になっていると、そういった事案もございます。なかなか飲酒運転等根絶にならないということで、県教委としてもいろいろ未然防止に向けて取り組んでいるところですが、ゼロにならないというところで困っております。美里町、あるいは北部教育事務所管内では、飲酒運転等最近マスコミ等ではないので、身近なところでないというところであります。

それから、4番目の安全管理運営等について、このように暑くなりますとやはり登下校の交通事故がかなり心配されます。2日ほど前ですか、中学生の子どもが車と接触したという報告なども受けております。大事に至らなくてよかったなと思っております。あと、下校指導です。特に小学校低学年、学校はもう1時ごろ帰ったのだけれども、本来であれば2時前に着くはずなのがまだ着いていないとか。友達のうちに遊びに行ったのですね。そういうこともございましたので、指導のことということでお話しをさせていただいております。

それから、5番目のその他で、8月6日午後1時半から多目的ホールで町内の教職員の悉皆研修ということで予定しております。教育委員の皆様方でもし御都合がよければ、南郷庁舎で行いますので、ことしは放射線、放射能についての研修会を予定してございます。

それから、これは校長会のほうに呼びかけをして何とか実施したいなと思っているのが、子ども議会、仮称と言いましたが、子ども議会、いわゆる子どもたちにも議会の仕組みとかそういったことなどを実際に体験させながら学習をしたらどうでしょうかということで、今呼びかけをしているところであります。諸連絡、そこに①、②で書かせていただいております。

あと裏面にお願いします。

大きな2番目、主な行事会議等。5月31日から6月25日まで出席した会議、行事等を載せさせていただきました。大きなのは6月7日、8日と遠田郡中体連総合体育大会、美里町と涌谷町で開催されております。その結果については後ほど御報告いたします。

それから、同時進行で美里町田園フェスティバルが行われております。例年ですと、田園フェスティバルにぶつからないように中体連が1週間早かったのですが、ことしは大崎地区の中体連の開催日の関係で、どうしても田フェスのところに持ってこざるを得ないという状況のようでした。次年度はそうならないように、早目に関係者に調整をお願いしたいと思っております。

それから、6月17日から19日まで議会定例会が行われております。後ほど、次長のほうから報告させていただきます。

それから、今後の主な予定ということで、そこに載せさせていただきました。

今度の日曜日、町P連のバレーボール大会がトレセンで予定されております。並行して、南郷運動場で美里町の消防演習が予定されています。消防演習のほうに教育長が出席し、町P連バレーボール大会のほうには渋谷次長さんをお願いしているところであります。

それから最後、遠田郡中体連総合体育大会並びに陸上大会の結果報告、見づらいのですが印刷してお配りしました。総合体育大会でかなり生徒は頑張りました、団体も14団体あるのですが、そのうちの9つぐらい優勝しているようです。遠田郡の代表として、その種目、学校が県大会に出場することになります。

それから、裏表両面印刷したのが陸上大会、宮崎陸上競技場で行われました。美里の子どもたち、大変頑張っているようであります。上位が県大会出場と。なお、上位の子どもたち、ほかのバレー部とか野球部に所属している子どもたちもいるのです。県種目は1人1種目ですので、団体種目のほうを優先することになろうかと思います。

取り急ぎ御報告させていただきました。以上でございます。

○委員長（佐々木勝男君） 教育長報告ということで御報告をいただきました。何かお伺いしたいことがございましたら、お願いします。はい。

○3番委員（後藤眞琴君） その他のところに（2）の子ども議会（仮称）について、この議会は美里町の議会に倣ってやるというような、あるいは県議会、国会ですか。

○教育長（佐々木賢治君） まだ具体的に詰めていませんが、できれば町の議場をお借りして、議会というのはこういうふうに行っているのだよということを議員の方々から御指導をいただいてやってみたいなど。子どもたちは子どもたちなりに質問を考えて、それで今、ある学校が単独でやるのではなくて、小学校なら小学校6校の子どもたちが何名か、2人か3人ぐらいずつ代表的に集まってやろうかというそういった案もあるようです。やり方については、一応校長会にお任せしています。あと、議会とか町との調整役は、もちろん教育委員会でやると、そう

いう考え方です。

○委員長（佐々木勝男君）　どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君）　その場合に、子どもたちに美里町の議会というのをさせるとか、そういうこともあってこれを実施するとかいうようなことも考えておられるのですか。

○教育長（佐々木賢治君）　各学校それぞれ教室で、そういった関係の勉強はしてあります。ただ、実際出向いてやってみるといって、ある町ではやっているようですが、そこまでは美里ではやっていないので、少しでも議会というのはどういうものか体験をさせてみたいなど。

また、議会のほうからもちっと要望もないわけではないのですが、そういう状況です。それで、よく学校でも体験学習で役場を訪問したり、そのときに町長さんと会っていろいろ町のことを聞いたり、あるいは議長さんと会って議会のことを聞くグループがあったり、そういうことなどをやっているようではあります。

○3番委員（後藤眞琴君）　僕がそれをお聞きしたのは、美里町の議会を子どもたちが見たらどんな感じを受けるだろうなということがありましたので、まず傍聴させてからするのかと。それはしないということですね。はい、わかりました。

○委員長（佐々木勝男君）　あとはよろしいですか。

（「なし」の声あり）

それでは、報告を終わります。

日程第5　議案第25号　平成26年第3回美里町議会定例会の報告

○委員長（佐々木勝男君）　日程第5、報告第25号　平成26年第3回美里町議会定例会の報告ということで説明をお願いします。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君）　では、簡単に報告させていただきます。

報告第25号　平成26年第3回美里町議会定例会の報告でございます。第3回美里町議会定例会は、先ほど教育長のほうから報告がありましたように、6月17日から6月19日まで3日間開催されました。

最初に一般質問ですが、一般質問につきましては7人の議員さんから20項目が出されております。教育委員会に関係する部分につきましては、4人の議員から4項目でありました。教育委員会関係のみ抜粋しております。

最初に、1番目に鈴木宏通議員につきましては、教育行政について。1点目がいじめ問題、2点目が学校基本方針、3つ目が道徳教育について御質問をいただいております。回答につき

ましては、資料のとおりでございますので、お目通しをいただきたいと思います。

鈴木議員の質問の中で、いじめ問題の質問がございました。その中で、いじめ防止対策推進法についての質問がありまして、その中で町がいじめ防止基本方針を定めるよう努めるという努力義務になりますが、町におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針になりますが、現在策定中であります。今年度中には教育委員会のほうにお示しできるのではないかと考えております。

次に、第13条に学校いじめ防止基本方針、これはその学校の実情に応じまして、その学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものということで、これについては義務になっております。これは26年度中に策定するというので、本日の基礎学力・いじめ等についての協議の中で基本方針案、一応参考資料という形でお示しすると思いますが、学校教育専門指導員のほうからお話があると思います。

それから、いじめ問題対策連絡協議会、これについては、いじめの防止等に関係する機関・団体の連携を図るため、学校、それから児童相談所、警察、関係機関によって構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができるということで、教育委員会で協議すると回答いたしております。

次に、赤坂芳則議員につきましては、学校教育環境審議会答申に対する今後の方向性についてということで、1つ目が今後の具体的な計画策定について、2つ目が給食施設に関する答申内容はないが、議会軽視ではないかと。3つ目につきましては、町長答弁になるのですが、給食センター基本構想の返却について、これにつきまして御質問いただきました。その中で整備期間について、学校教育環境審議会からの答申では、整備期間が平成30年度までとなっているがその後についてはどうなっているかということで、それ以降については第2期ということでお伝えをいたしております。

3人目の福田淑子議員につきましては、学校教育及び学校施設についてということで、1点目が教育施設のトイレ、2点目が全国学力テスト、3点目が学校給食センター基本構想、4点目が学校教育環境審議会の答申書について御質問いただきました。

1点目の教育施設のトイレにつきましては、各小中学校のトイレの洋式化についての御質問でありました。その中で、教育長は学校へ調査を実施すると答弁いたしております。これから校長会を通しながら調査をお願いし実施することになります。

次に、全国学力テストにつきましては、この中で学校別の結果公表についての御質問がありました。その中で、教育委員会では現在のところ学校別の結果を公表しない方向で考えており

ますと答弁しております。それで、本日の協議事項1の全国学力学習状況調査の公表についてということで、これから御協議いただくことになります。

3点目の学校給食センター基本構想についてです。これにつきましては、基本構想の返却について、新体制の教育委員会でどう協議されどう行動されたか、またその結果について日にちもあわせて詳しくの御質問でありました。その中で、学校給食センターの取り下げ後の扱いについての御質問がありました。その中で、「必要が生じた場合活用する」と答弁いたしております。これに対して福田議員のほうから、これは教育委員会の総意かという御質問がありました。それに対する回答といたしまして、委員会の中でも確認しており、総意と受け止めているという回答、答弁をいたしております。しかし、議会終了後、住民の方から、「教育委員会での協議での総意はなかったのではないか」との教育委員会への申し入れがございました。

最後になりますが、橋本四郎議員につきましては、小牛田地域学校給食基本構想についての基本構想の措置をどうするのかについて御質問をいただきました。これにつきましては、5月30日に町長に文書返却の依頼をしておりますので、それに基づいた答弁内容となっております。

次に、議案であります。全て原案可決いたしております。1番目の報告第5号 専決処分報告、これにつきまして、給食センターの運搬車との事故で、これは教育委員会のほうには御報告はしていないのですが、ことしの4月10日、学校給食センターの給食につきましては運搬業務をシルバー人材センターに委託して行っております。そのシルバー人材センターの運転手が南郷小学校への給食搬入のために校舎搬入入り口に車両を入れる際に後方確認を怠ったため、搬入口付近に駐車していた乗用車に接触したものでございます。これにつきましては、議会から専決ということで30万円を超えない部分については報告するという事になっていまして、この損害賠償額については16万5,964円になっております。3月から4月にかけて、教育委員会関係のスクールバス、そして給食センターの運搬車での事故、3件ほど発生いたしております。本当に大変申しわけなく思っております。公用車の安全運転の管理は徹底してまいりたいと思いますので、御理解のほうをお願いしたいと思います。

次に、一般会計の補正予算につきましては、前回教育委員会のほうでお示ししているところではございますが、その中で不動堂中学校の校庭の掘削業務委託料、金額につきましては10万1,000円でありましたけれども、多くの議員さんから御質問をいただいております。これにつきましては、ことしの予算審査の議会の中で予算審査報告という形で意見を付されております。その中で、不動堂中学校校庭、プールを早期に改修するという事に意見を付されております。これは重みのある意見となっておりますので、教育委員会としては早期の対応が必要な案件と

考えております。

以上、第3回美里町議会定例会の報告といたします。

○委員長（佐々木勝男君） はい、どうぞ。

○教育長（佐々木賢治君） 補足ではないのですが、大変大きな案件がございまして、今の渋谷次長のほうから何点かお話があったそのうちで、給食センターの基本構想の返却後の取り扱いについてということで、特に福田議員さんとそれから橋本議員さんのほうからも御質問いただいております。それで、私の答弁の中では、「今後、環境整備において必要と判断した時点で参考として利用していく考えもあります」と。「このことは教育委員会の総意なのか」と質問がございました。それで、「それであればいつ話し合いをしたのか」と質問がございまして、5月29日、ずっといろいろな会議をやってきたのですが、最終的には5月29日の定例会のときに町長への返却依頼文書を作成するに当たり、「撤回」という言葉を「取り下げ」という文言をお願いをしたいと私のほうから御提案申し上げ、そのときに各委員さんから言葉の問題とそれから取り下げ後についてお話をいただいております。それで、その会議録をまだ調整していないのですが、二、三日前ですか、出まして、まだ委員さんの目にはもちろん触れておりません。それで、きょうここでそのことについて、ちょっと再度委員さん方々のその考え方を確認させていただきたいということで今私はお話ししているのです。

それで、委員長さん、お願いですが、いま私がお話ししたことを、さきに各委員さん方から一旦考え方を話しただいているのですが、今議事録にあるとおり。もう一回ここで再確認をさせていただければ大変ありがたいなと思って、まず先に手を上げさせていただきました。その後に、ほかの議会関係の質問等をお願いできればなと思います。まず、その件について委員の皆さんの御了解をいただいてからで結構ですので、委員長よろしくお取り計らい願います。

○委員長（佐々木勝男君） ただいま返却後の取り扱いについてということで、教育長さんのほうからのお話がございました件、会議録調整前（抜粋）ということで資料としてお示しいただいたわけでございますが、教育長のほうからは今、委員長の取り扱いということで、各委員の皆さんのその会議録調整前の原稿をもとに、委員のそれぞれのお考えを確認したいのだというようなこととございました。その件で話を進めていきたいと思いますが、いかがですか。

はい、どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） その前に、僕は町民の方から、成澤さんと僕宛てにメールをいただきました。そのメールの内容は、6月の定例議会での福田議員さんの質問に対する教育長並びに委員長の受け答えの、その町民の方が自分で録音したものをもとに文字化したものです。そ

れを読みまして、僕はそれがもし本当だとしたら、もう驚き、あきれたのです。それで今、教育長さんから前もって確認してくれと、ここできょうすぐ確認できるかどうかということはありませんけれども、何を根拠に「その活用をさせていただく」というふうに、議会で教育長さん並びに委員長さんがお答えしたのか、そのことについてまずお聞きしてから確認作業に入ったほうがよろしいのではないかと思いますのですけれども。

○教育長（佐々木賢治君） 5月29日の会議録にもあると思うのですが、教育長の話した言葉、10ページですね、「この点につきまして」と、そこからずっといきまして11行目ぐらいですかね、教育長の話した、「そのとき」という、11行目あたりです。そのとき、教育委員会として「撤回」という言葉は使いませんでした。これは定例会のことなのですからけれども、なぜかという、これまで何年もかけて協議されてきたという経緯がございまして、将来的に活用が可能な場合という、そういった内容の答弁をさせていただきました。そういったことが背景にあるということで、そういうことを通して話をしてきました。そういった関係があつて、その文言の訂正をお願いしたいということを定例会のときにもお話しさせていただきました。

○3番委員（後藤眞琴君） それであと、それを根拠に「活用する」というふうに、これは今の御報告がありましたように、教育委員会の総意だというふうに、そういうことも含めてその根拠をお話しになられたのか。

○委員長（佐々木勝男君） はい、お願いします。

○教育長（佐々木賢治君） 委員長、よろしいでしょうか。確かに、「総意」という言葉は不適切ということだと思います。ここで協議したときに、後藤委員さんは「もうこれは使い物にならないだろう」というお話もされました。ですから、全員という意味ではなくて、合議制なので総合的に私が答弁したような内容でいいだろうと、そういう解釈をしていました。

○3番委員（後藤眞琴君） 今は違っているけれどということでしょうか。それじゃなくて今も総意だというふうにお考えで、その総意だと考えた場合に、教育委員会で発言されて、教育長さんも僕も発言し、そのときに僕の理解では、まず根拠で剽窃したものを利用するだなんてあり得ないだろうと、倫理的に考えて、法律、法的よりも。小中学校を指導する立場にある教育委員会が、剽窃したものを利用するなんていうことは、これはとんでもないことだということをやずっとお話し申し上げておったと思うのです。それから、僕の理解では、成澤委員さんもそういうふうにとっている。佐藤委員さんもそういうことだったというふうに、僕の理解ではありますので、それで教育長さん並びに委員長さんが「今後活用できる場合には活用する、必要が生じた場合には活用するのだ」というふうにお答えになったその根拠を、もちろん教育委員

長さんにもそっちのお話、まずそれから確認作業に入りたいというふうに思います。

ですからまず、教育長さん、5月29日の教育委員会でどういうふうにその発言を捉えておったかと。

○教育長（佐々木賢治君） 29日のときは、後藤委員さんと成澤委員さんは、「もう活用できないだろう」という認識はしていました、もちろん。それで、議会に出るとき、あと3人が「そういうこともあり得る」という、もちろん委員長はそういうことをお願いして会議、行われたので、佐藤三昭委員も全く使い物にはならない、何といたしますか、その辺言葉が大変難しいのですが、私から見て、残して参考の資料としてはいいのでないかというふうに受けとめました、議会に行くまでは。もちろん今もそう思っています。それで、きょう確認をお願いしたいというのは、そこの部分なのです。後藤委員さんの考え方は、重々理解しております。

○委員長（佐々木勝男君） はい、どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） 委員長さんのほうからも議会にお答えになりましたね。「これは総意なのだ」と。「活用する」ということを。その根拠です。

○委員長（佐々木勝男君） 根拠というのは、先ほど教育長が10ページのところで申し上げましたよね。10ページのところで、この抜粋のほうの10ページの部分で、教育長さんのほうから出されたことをもとにして、私は若干の修正する箇所もございましたけれども、同様な意見だったので、教育長さんが言われたようなことを根拠にいたしました。

○3番委員（後藤眞琴君） 本文にはまだ入るつもりはないのですけれども、今これを根拠にするなんていう、そのこと自体がなり得ないのです。

読みますね。「それで、きょうの教育委員会定例会を開催するに当たり、委員の皆さんのお手元に既に配付させていただきましたが、昨年の12月議会定例会、このことに関する質問、委員さんから質問いただいております。そのとき、教育委員会として「撤回」という言葉は使いませんでした。なぜかという、これまで何年もかけて協議されてきたという経緯がございまして、将来的に活用が可能なら活用するといった内容の答弁をさせていただきました。」

このことから、この「撤回」という言葉、私は最初に気になりまして、きょうの定例会でこのことについて、「ここだけの部分」とはどこを指すか、皆さんでこれ「ここだけの部分を、ここだけの部分だけ協議していただければ大変ありがたいなと思っています」。

「ここだけの部分」ということは、後でこれ何になっているか。「撤回」ということを、何になりましたか、「取り下げる」、その部分なのですよ、この文言は。それで、5月29日の定例会では、「撤回」という言葉を取り戻すかどうかということを議論したのです。そのときに、

いろいろ意見を述べて、活用は見られないだろうというようなことになっているのです。ですから、教育長さんがここでおっしゃっているのは、この「撤回」という言葉を何とかしましょうということなのです。ですから、あの場合に、じゃあその後どうするかというようなことが、みんなが、佐藤委員さんも成澤委員さんも僕も述べましたが、そのこと自体が教育長さんの提案の中から出てこないのです。それを、委員長さんが今根拠にしたということです、この読み方、委員長さんはどのように読み取ったのか、ちょっとお話ししていただければありがたいかと思います。

○委員長（佐々木勝男君） どういうふうな。

○3番（後藤眞琴） これを根拠にして、「教育委員会の総意で活用が生じた場合には活用するのだ」という、これは議会の場で、住民の代表である議会の場で教育委員長さんが答えているわけなのですね。ですから、その根拠はなんですかと聞きましたら、これだと。ですからこれ、僕もこれは何度も読んだんですけども、今。この部分では、これは根拠にはなり得ないですよ。ですから、その読み方をお話ししていただければ、こういうふうに私は読んだから根拠にしたのだと。

○委員長（佐々木勝男君） この前は、この29日に実施した定例会の会議の中では、「撤回」という言葉でなくて、「取り下げ」というような表現にお願いしますということで、これまでの議会の中で話をする、答弁をしてきた内容の資料をもとにしながら、あとそれぞれの委員の皆さんからお考えをいただき、そして「取り下げ」というようなことになったと思いますし、その「取り下げ」というような表現にはやっぱりそれぞれの委員の皆さんの思い、考え方があったと私は聞いております。そういうふうに受けとめておりましたので、それらをもとにして判断したというようなことが、私の考え方です。

○3番委員（後藤眞琴君） それでは確認作業に入って、いま教育委員長さんが述べられたようなことになるのかどうか、確認作業、これからしていただきたいと思いますが、皆さんそれでいいかどうか。

○委員長（佐々木勝男君） それでは、先ほど教育長さんのほうから返却後の取り扱いということでお話がございましたので、その確認作業に話を進めていくというようなことになると思います。それぞれの委員の皆さんから御意見をいただいて、確認をしていきたいと思います。順番はどの委員の皆さんからでも結構でございますので、よろしくお願いします。されでは、佐藤委員さん。

○4番委員（佐藤三昭君） 今、経過の中でも私の名前も当然出てきておりましたので、私のほ

うから一言申し上げますが、まず前回、5月29日の話し合いの中でもそうなのですけれども、その前にも総括をして反省をする前にも申し上げたことと同じだと、きょう今渡された15ページにも書いてありましたけれども、これは前回臨時会でお答えしたとおりなのですけれども、その中でまとまった文章に対しては支持したいという気持ちでございます。つまりは、「撤回する」ことを支持したい。でも、そのような言葉のやりとりがあるならば、「取り下げ」という言葉にしてもいいだろうという中で申し上げていることです。

それで、この「撤回」という言葉をどうするかということが疑問でしたけれども、その中で定義に基づいて、後藤委員さんなども辞書の引用を踏まえながら、「取り下げ」ということは、つまりはこの文書そのものの考え方が間違っていたのだと。なので、それを改めたいというかなくしたいというような思いで、「撤回」と「取り下げ」というのは、言葉の意味的には同じなのですがというような議論も尽くされていながら、このようなことになっていったというふうに思っております。

なので、取り下げをした基本構想を、何というか、それを活用してまた修正やそこからの積み上げをしていくということはまずあり得ないという立場でお話ししておりますので、そういう意味での活用という言葉、総意という言葉に、かなり変なことになってしまったなという感じはしています。

ただ、この私の発言の中で勘違いというか、何か言葉的なものを与えたとするならば、15ページの真ん中あたりに書いてあるところからですね。「ただ」というところから少しお話をしていますが、その前には「返したもらったそのものをさらに修正するかどうかということはありませんね」ということは言っていますね。だからそれは、前提として、ないと。それで、その議論していく中で、ソフト面、または給食施設問題、その中で食育のあり方はどうなるのかというような中に入っていくところまで、いろいろな議論をされていく中で、この返してもらったものを過去にどんな話し合いをしたのかというようなことで見ることはあるかもしれませんが、それを生かして進めることはないのではないかというところまで想定しています。過去にどういうふうな話し合いをしたのかというところで、「そこに触れることは逆にあったほうがいいと思いますね。反省を踏まえて」ということで、あえてはっきりと申し上げて、私の文章が終わるときに、「いずれこの中で、臨時会で話された皆さんの意思決定は変わるものではない」というふうに、「私は以上です」と終わっています。

なので、今言われて読めばそのとおり。なので、活用するということはないですけれども、例えばこの文書を公文書として今返してもらいますよね。そのものを破り捨てたり、燃やした

りして、もう一切過去何もなかったのだということではなくて、これを保管しなければ当然いけないものだ。その中で、またさらに新たにこういう問題に関して町民の皆さんの意見や、それから例えば食育と言っていましたけれども、食育の問題でも時間的な流れの中でもっと深い議論になっていって、いろいろな考え方があるかもしれません。そういうものとかいろいろなものを、その協議をするときに話し合うための1つの見られるものとしてはとっておかなければ。それは反省をする意味でも、これが不足していたのだとか、やっぱりこんな議論をしてしまったからだめだったのだとか、今これはやっぱりふさわしくないとか、ただその1つの資料として確実に反省を踏まえてそれがあるということだけはしておかなければいけないと申し上げただけでございまして、この可能性についてとか項目について、ここだけは生かせるのではないかといってそれを積み上げていく、修正していくということではないということですね、私の意見は。

だから、それを逆説的に言えば、また限定的にと狭義的な意味で使えば、それを利用するとか活用するという言葉を当てはめることはできるのかなと思いますが、いずれにしてもそれを積み上げることはないという、取り下げという行為なので、そこは「活用」という言葉は余り適切な言葉ではない。むしろこんな言葉を使わないほうがいいのではないかなと。あたかもこれを修正するかのような、またはこの中の一部をまたぶり返すような言葉になってしまったというのがあるのかなと思って、私は今伺って、改めて自分の思いをお伝えしておきたいかなと思いましたのでお話ししました。以上です。

○委員長（佐々木勝男君） はい。何かあと補足があれば後でお願いしたいと思います。はい、成澤委員。

○2番委員（成澤明子君） 10ページで教育長さんが、「何年もかけて協議されてきた」という経緯があるということは、私も最初はもったいない精神みたいなことで、そういうことを、本当に先人の皆さんが、結果的に悪かったことなんですけれども、随分いろいろな労力を費やしてきたということで、使ってもいいのかなという安易な考えがあったわけなんですけれども、14ページでも話していることで全く同じなんですけれども、やはり一度剽窃したものであるならば、理念のあたりからもうきちんと白紙に戻して、全く白紙に戻してしまうということが1つです。それでもう、「取り下げ」という言葉になりましたけれども、撤回した以上は、もうそれを参考にして今後生かしていくということはある得ないという気持ちで、29日の定例会では発言しました。以上です。

○委員長（佐々木勝男君） はい、どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） 僕は改めてもう一度、29日のことを振り返させていただきます。この議事録を参考にします。これ、関係ないところから僕は申し上げたのですけれども、この教育委員会の問題は、教育委員長さんが公式の場では答えるべきだったと。それで、教育委員会から任されている事務のことについては教育長さんが答えるべきということを申し上げて、それから町長さんに返却依頼をしたその文章の意味内容について、僕なりに解釈をここで29日のときに申し上げたこと、そのところを繰り返しますと、これを読めばわかることなのですから、でも、「返却を依頼する理由」というところで、「この美里町教育委員会は」というところは、現在の美里町教育委員会という意味ですよ。それから、最初に提出した云々のところは、今までの教育委員会が最初に提出した美里町小牛田地域学校給食センター基本構想の剽窃問題に対する不適切な措置をしたと。この不適切な措置をしたのは、あくまでも現在の教育委員会ではなく、今までの教育委員会ですよ。そういうことを云々申し上げて、この僕の発言内容を読みます。そこを申し上げているときには、一旦剽窃だと認めたものを、この現在の教育委員会が返却を受けた後に、活用するなんていうことはあり得ませんよということが十分わかるような説明だったとも、取り扱ったものと、そういうことを申し上げた。

それで、今までのお話を聞きますと、結論的に今、取り下げるということは、撤回することと意味内容は全く同じですよということを確認しているわけです。それで、先ほど佐藤委員長、それから成澤委員さんが述べましたことを、これは委員長さんがこういうふうにとまとめました。この16ページです。これ、委員長さん、先ほどの委員長さんが御発言受けられたらちょっとよくお考えになってくれればありがたいのですけれども、16ページの最初です。「3名の委員からの意見がおおよそ同じものと受けとめたわけですが」、これ、同じだといっているのです。つまり、活用しないということです。これはこう委員長さんはまとめているのです。それで、教育長さんはどうなのでしょうかと、教育長さんにお聞きしたのです。そうしたら教育長さんが、これを読めばわかるのですけれども読みますね。まず、「ありがとうございます。いろいろな御意見をいただきまして、それで「撤回」という言葉にかわり、「取り下げ」という修正になるのでしょうか。そういうふうにしていただくことについては、教育長としては何ら異議ございません」ということで、あと言葉の使い方かわるところがありますというふう述べておる。

そうすると、議会で教育長さん並びに教育委員長さんが、5月29日の定例会で教育委員会の総意で活用するなんていうことは、どこからも出てこないのですよね。それで、最初に根拠をと。それで、まず教育委員長さんにお聞きしたのですけれども、これ、教育委員長さんはここ

を十分こうやって発言されているのですよ。この意味内容は、3名の委員からの意見がおおよそ同じものということは、これは活用しないということですよね。それを教育長さんは認めているわけですよね。この「撤回」という言葉だけを「取り下げる」となればいいのだということ、最初からそういう話だったと思う。

それで、教育委員長さんにもう一度お聞きしますけれども、「おおよそ同じものと受けとめたわけでございますが」と教育委員長さんが認めているにもかかわらず、議会でなぜあのような発言が出てこられるのか。いや、僕もこれはかなり問い詰めるつもりはないのですけれども、何か思い違いをしていたのではないかなと。多分、最初に教育長さんが、この前に撤回する、活用が可能な場合活用するというようなことを答弁していた。これは、12月のですよね、答弁されているのは。これはそれとも、前の教育委員会でそういうふう to 活用するということ話を話合われているのかもしれないですけどもね。だって、話し合われていないことを、教育長さんの一存で答えることなんてできるわけがないですよね、教育委員長さんも。

これ、また繰り返しになるのですけれども、教育委員会の手引きというところにちゃんと教育長さんはこういうことをするのですよ、教育委員長さんはこういうことですよとあるわけです。ですから、思い違いでもない限り、議会でああいうような発言はできないのではないかと思います。

○委員長（佐々木勝男君） 私はご意見として受けました。それで、思い違いをしていたのではないかとということであれば、そういうふうにも、場合によってはその思い違いをしていたのかなということもちょっとあるのですけれども。

ここの「3名の委員からおおよそ同じものと受けとめる」と、ちょっと今繰り返し読んでいたのですけれども、これについて「取り下げ」という言葉についてのことについては同じような意見というふうなのですね、ということで私は言っていると思うのですが、そういう意味で16ページについて、3名の委員からの意見は「おおよそ同じものと受けとめたわけでございます」というふうに、この文言についてはそういうことで私は受けとめております、どうぞ。

○2番委員（成澤明子君） 確認ですけども、おおよそ同じものだということが1つ2つあると思うのです。1つは、「撤回」という言葉ではなく「取り下げ」という言葉です。それから2つ目は、取り下げたものを今後は活用しないということも同時に3人で述べているわけなので、その2つのことということですよ。

それから、もう1つなのですけども、10ページの12月の議会定例会で「撤回」という言葉は使わなかったし、しかもこれまで何年もかけて協議したのだから今後は活用するのだという

ことを、12月の定例会で答弁したということですから、さっき後藤委員さんが話されたということは、そのときのことと勘違いしているという話ですかね。

○3番委員（後藤眞琴君）　そうです。29日の前のいわゆる教育委員会でお話ししたことを、混同で思い違いしているのではないかというふうにしか僕は理解できないのですよね。

○2番委員（成澤明子君）　あとは、時間も何といいますか、こういうことに対して、もっともいろいろなことがあるのに、ずっとこのことに費やしているわけなのですね。

それで、1つには「撤回」ではなく「取り下げ」という言葉を使う。さらにもう1つは、取り下げたものに関しては文書として、佐藤議員さんがお話ししたように、文書として破るわけでも燃やすわけでもない、存在はする。それで、そのことを「活用する」ということではない。存在はするけれども、それをもとにして修正するとか、それをもとにしてこういうことをするということはないというところを、その2点の確認ができたと思いますので、これは先に進んでいいのではないかなと思います。

○委員長（佐々木勝男君）　どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君）　その点きちっと確認しておかないと、またこんがらがってくるのではないかと思います。第一、この前の議会でこの問題はもう済んでいるはずなのですよ。それを教育長さんと教育委員長さんが思い違いをして、ああいうような発言をしたために、ここでまた同じことを繰り返さなければならないのですよね。ですから、今、成澤委員さんが述べたことをきちっと確認する必要があると思います。その後、確認した後、議会で住民の代表である議員さんたちに答えたことは、これ、謝罪すべきは謝罪するということを町長さんに申し上げておりますから、反省した上でそういう手続はとっていかないとならないものなのです。その辺のところ、委員長さんはどういうふうに考えていますでしょうか。

○委員長（佐々木勝男君）　私はそれぞれの委員の皆さんからの御意見をいただいて、そして私自身の改めるべきところは改めていかなければならないと思いますので、それぞれ委員の皆さんからの確認のお言葉をいただいて、そして委員会の方向としてはやっぱり決めていかなければならないと思います。そういうような気持は持っておりますので、委員それぞれの皆さんの意見は、それぞれ思いは、手のひらを合わせたように共通したものではないと思いますけれども、それに至るまでの考え方なんかをやっぱり示していただいて、それでそういう方向ならば教育委員会としてもやっぱり進んでいく方向だろうというように、きちんと組み立てていかなければならないところはあると思うのです、これは。

○教育長（佐々木賢治君）　委員長、私がお願いしてきたのは、5月29日のときにそれぞれ発言

していただいたことを確認していただくと。後藤委員さんは、もう活用ということはあり得ないと、そういう意見です。成澤委員さんもそういう意見。それから、佐藤委員さんは、資料として参考になることもあるであろうと。

○4番委員（佐藤三昭君） 一切見ないという無責任さではない。積み上げることはない。

○教育長（佐々木賢治君） そこだけを確認していただきたいと思います。ここで協議して、今度は議会でまたどうのこうのではないと思う。そこをお願いしたいのですが。

○委員長（佐々木勝男君） それでは、佐藤委員さん。

○4番委員（佐藤三昭君） 今、特にこの3人の意見を確認したいということで、3人とも申し上げたわけなのですが、この確認を確認しないのはなぜなのでしょう。今、申し上げましたね。まとめどきではないでしょうか。

○委員長（佐々木勝男君） いや、それは確認をしていきます。

○4番委員（佐藤三昭君） いま出しましたけれども、さらに何かをまた委員が言い合いますか。

○委員長（佐々木勝男君） 繰り返していいと思いますけれども。

○4番委員（佐藤三昭君） なぜ繰り返す必要があるのでしょうか。

○委員長（佐々木勝男君） どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） 成澤委員さんがさっき述べましたように、返却した後は活用しないのだということで、佐藤委員さんも成澤委員さんも僕も意見を述べているわけです。それを教育委員会の意見として確認するかどうか、いま佐藤委員さんからの発言ではないかと思うのですけれども。

○4番委員（佐藤三昭君） そうです。

○委員長（佐々木勝男君） 返却後の取り扱いということですね、その確認ということでよろしいですね。

○3番委員（後藤眞琴君） 委員長さんの言葉でこういう形で確認しますということをおっしゃってください。

○委員長（佐々木勝男君） 若干、ちょっと時間をいただきたいと思います。私なりに記録したものをもとに、さかのぼって文言を確認いたします。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） それでは、休憩でいいのですか。

○委員長（佐々木勝男君） 休憩とします。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 休憩は何分程度ですか。

○委員長（佐々木勝男君） 5分程度。

午後 2時45分 休憩

午後 2時50分 再開

○委員長（佐々木勝男君） 再開します。返却後の取り扱いについてということで、それぞれの委員の皆様からの意見をいただいたことから、修正して活用することはあり得ないというような表現になろうと思います。私はそういうようなまとめ方をします、どうぞ。

○教育長（佐々木賢治君） 済みません、それぞれ委員さんの考え方、そのためにこの議事録を確認してもらいましたので、それぞれ委員さんの考え方がこうだということを確認してほしいのです。修正云々ではなくて。

○委員長（佐々木勝男君） ちょっと意味がわからないのですけれども。

○教育長（佐々木賢治君） 先ほど私が申し上げましたように、後藤委員さんは、もうこれは使えないだろうと、考えられないと。それから、成澤委員さんもほぼ同じですね。さらに修正して使うとかはない、要するに白紙と同じようなものだ。それから、佐藤三昭委員は、すぐそれを破棄するのではなくて、保存していて、資料として参考できるときがあればとっておくのも、一つの反省するためにも残しておくほうがよいだろうと、そういうように私は受けとめたのですけれども、それがまとめで私はいいと思うのです。

○委員長（佐々木勝男君） それぞれの意見のまとめということですね。それぞれの委員のだから総まとめというようなことを、私は受けとめたものですから、表現したわけです。

○教育長（佐々木賢治君） いや、ですから前の定例会のときにどういう発言をしたのか、もう一回この議事録を見ながら確認していただきたいと。それで、その委員さんの背景もお話されたのですけれども、そこだけ。

○委員長（佐々木勝男君） じゃあ、いま教育長のほうからそれぞれこの会議録をもとにしながら、それぞれの委員の皆さんが考えているところの考え方、方向についてお話しいただいたわけでございますけれども、繰り返しをいたしません、違う表現になると困りますので、教育長さんのほうから言われたことの受けとめ方で、それぞれの委員の皆さんはよろしいですか。

（「はい」の声あり）

それでは、各委員の皆さんから話されたことが、その確認ということでさせていただきました。このことについてはこれで閉じてよろしいでしょうか。

○3番委員（後藤眞琴君） これからが大事なことなのです。これを確認したのは、今まとめますと、返却後活用しないということが、この3人の意見になろうと思うのです、3人の。そう

すると、いいですか、教育長さんと教育委員長さんは、そういう意見を前のとき、5月29日のときに述べてあるにもかかわらず、それを総意だとして住民の代表である議員さんたちに答えたのですから。そうすると、この5月29日の定例会で述べたものと違ったことを述べた。それはどうしてかということも、僕は思い違いではないかと思うのですけれども、その辺のところもきちっとこの委員会の中で確認した上で、それを教育委員会と違った意見を述べたもの、それをどうするかということも話し合っておかないと、また問題がぶり返す可能性が出てくるだろうと思いますが。

ですから、それをきちっとこの委員会でない限りは、これで終わっちゃったらまた中途半端になる。その辺のところ、どうして総意だというふうに述べたのかを、委員長さん、それから教育長さんにお話しいただければと思います。

○委員長（佐々木勝男君） どうぞ。

○教育長（佐々木賢治君） 私は、佐藤委員の発言は、後藤委員と成澤委員の発言とちょっと違うというふうに受けとめていました。まるっきり同じではないと。ですから、全然もうそれは破棄するのだという考え方ではないというふうに受けとめていましたので、合議制ですか、そういう考え方で議会に臨ませていただきました。以上です。

○委員長（佐々木勝男君） ちょっと私のほうからもお話ししておかないとあれなので、私は勘違いと言われるとちょっとそうなのかなと思うわけではない、何となくちょっと腑に落ちないのですけれども、昨年12月の議会で教育長が答弁している内容が、活用というような言葉は示されておるのですね。だからそういうことなんかも頭の中にあつたものですから、取り下げた後は活用することもあり得るだろうと。

ただ、活用という、そういうようなことは頭の片隅にあつたものですからそういうような答え方をしたということでございますので、非常に不適切な発言ということであれば、私としては非常に反省しておるところでございます。はい、どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） それで、教育長さんにお聞きしたいのですけれども、きょう確認しましたね。それを聞いて改めてまた、先ほどと同じような考えでおられるのですか。先ほど佐藤さんの意見をお聞きになりましたね。

○教育長（佐々木賢治君） その考え方は、私の思いは変わりません。

○3番委員（後藤眞琴君） 思いではなくて、今日の協議で。

○教育長（佐々木賢治君） 佐藤委員さんの考え方と、後藤委員さんの考え方と成澤委員さん、ちょっとずれがあるなど。

○3番委員（後藤眞琴君） はい、委員長。ちょっと違うということは、活用してもいいのだと佐藤三昭さんが意見を述べているというふうに、きょうも捉えるわけですか。

○教育長（佐々木賢治君） いや、「活用」という言葉はやっぱりふさわしくないかもしれません。その意味もあれなのですけれども、「資料」として、そういう表現でしたね。ちょっと今、言葉があれですけれども。「参考資料」ですか、もしそういう話が出てきた場合、そういうふうに言っていました。

○委員長（佐々木勝男君） ちょっと待ってください。いまのお話は、環境整備を必要と判断した場合、参考とする考えもあるということですね。そういうふうな表現があったのですね。

○3番委員（後藤眞琴君） それでは、佐藤三昭さんにもう一度、できたら活用しないのかするかということをはっきりさせるような形で、佐藤委員さんの意見をもう一度お願いします。

○4番委員（佐藤三昭君） 取り下げたものの中味について、その一つ一つを、または1つを取り上げて、それで積み上げをしていく、またはその修正をしてそこを直して行ってそれを活かしていくという、活かして用いるという活用ということはある得ないという意見です。

ただ、それを全くないものにして一切見られないものにするのはいかななものか。しっかり反省を踏まえて、この議論は少なかったというようなことを見返すときがあるかもしれない。その場合において保存が必要であるという意味で申し上げております。以上です。

○委員長（佐々木勝男君） はい、どうぞ。

○2番委員（成澤明子君） 公文書というのは、いかに撤回するというか取り下げたものであろうとも、それは破棄されるものではなく、保管されるべきものなのだと思いますので、歴史的な遺物というか、保管されるべきものだから、改めて佐藤委員さんが言うまでもなく、どういふことかはちょっと特定できませんけれども、必要があれば見ることはあると思いますが、教育委員会として活用することはないというように、三昭さんのお考えを受けとめましたけれども。

○4番委員（佐藤三昭君） そのとおりでございます。結局、この議論は取り下げた後にどうするかということなので、さらにその文書を破棄するための手続をとるかというようなところもだんだん入っていく可能性だってありますので、あえて申し上げたというところ、文書をそのように捉えられたということでございます。

○3番委員（後藤眞琴君） 委員長。佐藤三昭委員さんの、難しい言葉ではなくて、見るだけで、見ても活用はしないのだと。見て活用することも含まれるのだという意味です、見るということとは。見ても、それはただ見るだけで、活用などはしない。その「活用」という意味。

○4番委員（佐藤三昭君） 「活用」という言葉を逆説的にさっき捉えれば、それを「見る」ことも「活用」になってしまうのです。だから、すごい狭義な世界で言っているのか、それとも逆説的に見るのかで「活用」という言葉も出てくるのですけれども、言いたいことはそういうこと、使わないということ。ただ、それは見返さなきゃいけない場面がでるかもしれないと。その利用、そこに積み上げていく利用はしないと、そのものに対して。という意味です。それを「活用」でないとか、「活用」なのかという、シンプルな話はなかなか難しいです。

○3番委員（後藤眞琴君） 委員長、僕はこの「活用する」という意味を調べたのですけれども、委員長さんたちが使っている意味が書いてきたのがどこかへ行っちゃったのでちょっと待ってください。要するに、正確に言わないとだめですね。見つからなくて、「活用する」という意味を、2つの辞書でも「活かす」という意味なのです。ですから、それは教育長さん、教育委員長さんの使った理由になろうと。そういう意味では、佐藤委員さんは使っていないだろうと思いますけれども。

○4番委員（佐藤三昭君） そうですね。ですから、「活用」という言葉が不適切だったということです。この言葉自体が、「利用する」という言葉を聞いている人に想定させると。そういう意味では適切な言葉ではないだろうと。私の申し上げた意見と、この「活用」という言葉は、なかなか合致していない言葉ということです。

○3番委員（後藤眞琴君） 佐藤委員さん本当に、教育長さんと教育委員長さんが議会で答えた「活用」の意味では、自分は活用しないという意味に捉えてよろしいですか。

○4番委員（佐藤三昭君） よろしいと思います。

○3番委員（後藤眞琴君） それで、教育長さんにお聞きしたいのですけれども、そういうことになって、今でも尚且つやはり先ほどの意見に変わりございませんか。

○教育長（佐々木賢治君） 難しいですね。

○3番委員（後藤眞琴君） 委員長、3人とも「活用しない」という意見だったのだということですよ。それを教育長さんは議会で活用するのだと、活用する場合には活用するのだと答えになっていますね。そうすると、今のようにこの29日のところで話しているのだということになりますと、教育長さんはやっぱり取り違い、思い違いだったのではないかというふうにしかな考えられないのですけれども、その点いかがですか。

○教育長（佐々木賢治君） 29日の時点では、先ほど申し上げたとおりです。ただ、「活用」という言葉がやはり、きょう、話をされていてちょっと難しいのかなと。言葉がふさわしくないのかなと。

○委員長（佐々木勝男君） はい、どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） きょう、ここの委員会で教育長さんと教育委員長さんが住民の代表である議会で議員さんたちに答えた、それに対して教育委員会がどうするかということをしちっと合意しておかないと、またぶり返しになりますよ。思い違いとか。

それで、教育長さんから最初に出された「確認しましょう」と。その確認した結果は、3人とも「活用しないのだ」という意味で述べたということになりますよね。それを、先ほどのでは教育長さんは、「佐藤さんの「活用する」というような意味で自分はとった」と。だから、教育委員会ではこれ、3対2になりますね。そういうことで自分は述べたのだというふうにそのときはとったと。それで、きょう話し合った結果、確認した結果、そうでなかったということになりますよね。今、お話しして「活用しないのだ」という意味で述べたと。そうすると、これは教育委員会で、僕なんかも成澤委員さんも佐藤委員さんも「活用しないのだ」というところで、みんなで一致しただろうと思っていたことが違っていたのですね。それで、改めてきょうはこうやって集まって話し合っていましたら、「活用しないのだ」というふうになるわけですよね。そうするとやっぱり、思い違いあるいは意味の取り違いですか、そういうことになってくるのではないかと思うのですけれども。

○委員長（佐々木勝男君） はい、どうぞ。

○教育長（佐々木賢治君） 本当にこだわるわけではないのですが、佐藤委員さんがお話しされているのは、「活用」という言葉は使っていませんけれども、これから将来的にいろいろな議論をする中で、食育のあり方とかいろいろな面において、のぞいてみるとかと、さっきそういう表現をされていたと思いますが、保存ではなくて、いろいろな議論の中でその部分を参考にしてもいいのではないかと、つくり直すのではなくて、そういうお話だったと思います。ですから、「活用」という言葉は使われていませんが、「参考にする」という文言ですかね。

○委員長（佐々木勝男君） はい、どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） 佐藤委員さん、「参考にする」という、その「参考」という言葉を使っているわけですかね。

○4番委員（佐藤三昭君） 私、「参考」という言葉は使っていないですね。

○教育長（佐々木賢治君） ちょっとそれらしきでね。

○4番委員（佐藤三昭君） 積み上げはしないということなので、「参考」とまではいかないのではないですかね。過去の中において、見返さなくてはいけないときがあるかもしれないということを想定して話ただけなので、「新しく積み上げていかない」と申し上げている以上、そ

のようなことではなくて、という意味ですかね。済みません、委員長、勝手にしゃべってしまいました。

○委員長（佐々木勝男君） 今の意見として受けとめました。

○3番委員（後藤眞琴君） そういう意味で使っているということを、先ほど佐藤委員さんからも確認しましたように、「活用しないのだ」という意味に使っているということがはっきりしたと思うのです、きょう確認しまして。そうすると、3人の委員が「活用しないのだ」ということになったと思うのです、その確認をしたら。そうすると、教育長さん、教育委員長さんが議会で答えたことは、違ってくるわけですよね。その辺のところをはっきりさせた上で、それぞれそのそういう答え方に対して、どう教育委員会として対処していくのかということまで話をしておかないと、また変なことになると思うのです。

○委員長（佐々木勝男君） 活用のあり方ということで、ちょっといま話が進んでおるようでございますけれども、じゃあ活用ということについて、何か補足することがありましたらお願いします。はい。

○3番委員（後藤眞琴君） そうではなくて、これは委員会で確認したら、5月29日の場合は取り下げた後、「活用しないのだ」ということに3人が意見を述べたのだということまで行ったのですよ。それを、教育委員長さんも、教育長さんも、議会では「活用するのだということが、教育委員会での総意」というふうに答えたのですよ。その答えは、それはどうしてそういう答えが出てきたかといったら、これは意図的ではないだろうと僕は思っているのですけれども、意図的だったらまたどんな意図があったのかお聞きしなければならない。この教育委員会と違ったことを、反対のことを述べているのですよ。そうしたら、それはどうしてそういうことを述べたのか。それを今、教育長さんにお聞きし、要するに教育委員長さんは思い違いというところになっておられると思うのですが、教育長さんが、確認した上でも、なおかつそう思っているのかどうかということになります。

僕は教育長さんのお気持ちをそんたくしているわけではないが、やっぱり思い違いだったのでもないですか。今までのことがこんがらがっちゃって、あと議会で緊張されて。これ以外考えられないのですけれども、どうですか。思い違いというのは、佐藤三昭さんの意見をきょう聞いたら、こういう意見を述べたと。そうしたらその意見は曖昧だったから、自分はそうとったのだと。だけど、改めてきょう聞いたら、自分のその意味の取り違いだったと。

○教育長（佐々木賢治君） はい、「撤回」という言葉を「取り下げ」にお願いしたいというときに、私は自分の思いを話させていただきました。議会ですつといろいろな場面で、「どうす

るんですか」と。そのときに、「返却いただいたときは、教育委員会において保管し、今後の環境整備に必要な時点で利用させていく考えであります」というような答弁。それがやはり私の気持ちの中にずっとありまして、「撤回」という言葉を、中身、言葉の意味は同じだと言われればそれまでなのですが、「取り下げ」にかえていただけないでしょうかというお話をしました。それで、あの時点でいろいろ議論されて、成澤委員さん、後藤委員さんは「もう使えないだろう」と。そして、佐藤委員さんは、先ほどお話しされたように、ちょっとニュアンスが違うと。ですから、その時点で、議会で「活用」という言葉は使いましたが、不適切な言葉かもしれませんが使わせていただいたと、そういう経緯があります。そういう流れがずっと私にはやっぱり、勘違いというよりもそういうものであるべきだと、私自身がですね。

○3番委員（後藤眞琴君） はい、委員長。それできょう、3人の意見を確認しましたよね。その後、その確認した後で、僕なりにまとめますと、取り下げした後は、返却してもらった後は、活用しないということで、3人の意見は一致していると。それを踏まえて今、教育長さんがどういうふうに思っておられるのか。

○教育長（佐々木賢治君） 現実的には活用できないというのは、私も重々思っています。

それで、問題は今後の私の答弁責任ですね、議会に対しての。謝罪等、その部分が今私は頭の中、駆けめぐっています。もう、教育委員さんたちの考え方は、わかりましたと、今。

さてこれから、どういうふうに対応すべきかと。私の説明責任もありますし、これはいろいろな問題に発展する可能性もありますし、ですからその辺を十分いま、踏まえてというのもおかしいのですが、頭の中は今それでいっぱいです。わかりました。その佐藤委員さんの意見は。

○委員長（佐々木勝男君） この前の議会の中でも、私も教育長と同様の答弁をしておるので、答弁の責任ということは、やっぱり私は重々感じております。やっぱり謝罪すべきことは謝罪するという気持ちで思っています。

あと、あわせてこの辺も教育委員会の取り組み、会議の進め方について、例えば教育委員長はそういう今までの取り組みもふさわしくないのだということであれば、あとはその中で委員の皆さんから御意見をいただいて、私なりに進め方を考えていきたいと思います。どうぞ。

○教育長（佐々木賢治君） 開き直った言い方ではないのですが、このことについてはもう大体協議はきょうのことで大体行き着くと思うのです。問題は、あと私と委員長の答弁責任ですね。それをどうするかということは、これは教育委員会に迷惑をかけないようにやっておかなくてはいけないなど。ですから、この基本構想云々についての議論、協議については、私はきょうで終わってほしいと。あとは私たちの責任問題、そこまで言わせていただきたいと思います。

○3番委員（後藤眞琴君） 責任まで行きますかね。

○教育長（佐々木賢治君） ただ、それだけ大きなことなのです、これは。

○3番委員（後藤眞琴君） それは大きなことですけれども、今まで教育長さんのお話を聞いた限りでは、その佐藤さんの意見を取り違えたわけですよ、きょう改めて確認しますと。それで、ああいう答弁をしたと。そうしたら、取り違えたのだということを議会で、あるいはどういう形か判りませんが、説明して謝罪すれば、これは教育委員長さんが述べられた反省すべきは反省して謝罪するのだということを述べておりますよね。ですから、そういうところで、責任まで行きますかね。

○教育長（佐々木賢治君） 責任部分についてここで議論はできないのですが、それはもう、私たちがこう思ったからどうのこうのにはならないと思うのです。ただ私的には、ああ勘違いしました、思い過ごしでしたと、そうは言えない内容であるし、大変重い内容ですので、ですからあとその後については、どういうふうになるのかは、ここではわかりません。

○委員長（佐々木勝男君） 教育委員会の会議の中で私たちは、委員長も教育長も答弁の責任を重く、本当に受けとめているのだということは、ご認識されたと思います。そういう意味で、あとは議会に対して私たちの答弁したことについて、やっぱり説明をしなければならないし、説明してこれまた不適切発言ということになれば、当然それなりのご指摘、ご指導をいただくことになると思うのです。それに基づいて、あと教育委員会としての今後のそれぞれの、私は私なりにそれをどういうふうに考えていったらいいか、委員の皆さんの意見をいただきながら進めていきたいと、このように思います。私としてはそういう考えでございますし、極論からすると責任問題だということになれば、その責任の具合については、該当の委員は除いての協議ということになりますので、そういうことはお含みおきいただくと。どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） このことに関連して提案しておきたいことがあるのですが、こういうことを二度と繰り返さないためにも、議員さんから質問内容というのはある程度前もってわかると思うのですよね。何も議員対策でないです。議員さんというのは住民の代表ですから、教育委員会に対する信頼を回復するためにも、何回も休憩したりしないようにして、それでそういうためにも、その質問事項でこれは大事だなというようなことに関しては、教育委員会を開いて、その答えをどうしたらいいのかと、どうすべきであるかということを教育委員会でよく議論して、ちゃんとした結論を出して、それに基づいて教育長さん、教育委員長さんが答えるようにしたら、こういうことは二度と起こらないのでないかと。ぜひとも僕は、ぜひそういうふうにしていただきたいといふふうに提案させていただきます。

○委員長（佐々木勝男君） ほかに、今の後藤委員さんからの話しいただきましたけれども、何かほかの委員さんからも御意見ございますか。

○教育長（佐々木賢治君） 委員長さん、これで進行してほしいのですが。

○委員長（佐々木勝男君） はい。時間も過ぎておりますけれども、報告第25号の件については、以上で閉じてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）よろしいですか。

では、日程第5の報告第25号については、以上で終了いたします。

これから日程第6、日程第7については、秘密会扱いということになりますので、傍聴の皆さん方、暫時ご退席をお願いします。あと、協議事項になりましたらまた、よろしくお願い申し上げます。

暫時、ここで休憩をとります。

午後 3時27分 休憩

〔傍聴者退場〕

午後 3時45分 再開

日程第6 報告第26号 平成26年度生徒指導に関する報告（5月分）

日程第7 報告第27号 指定校の変更について

○委員長（佐々木勝男君） 会議を再開します。報告第26号平成26年度生徒指導に関する報告（5月分）と報告第27号指定校の変更については、個人情報を含む報告事項ですので、秘密会とします。

【以下、秘密会につき会議録の調製なし】

午後 4時 7分 休憩

午後 4時15分 再開

日程第8 協議事項1 全国学力学習状況調査の公表について

○委員長（佐々木勝男君） 会議を再開します。協議事項1、全国学力学習状況調査の公表について、事務局のほうから提案理由の説明をお願いいたします。

○教育長（佐々木賢治君） それでは、私のほうから説明します。

これは議会との絡みもあるのですが、26年度の全国学力学習状況調査の結果公表はどうするのだと。一般質問された方は、「公表してほしくないのですが」と、そういうお話でした。それで、教育委員会としては、はっきりこうしますという断言をするまで協議はしていませんが、前ぶれの的に事務局として、教育長として、「公表はしないほうがいいと思っています」と。「なお、これについては、近々の教育委員会で明確にさせていただきたいと思います」と、そういう答弁をしました。それで、公表する云々については、お手元に資料を写しで配らせていただきました。平成25年11月29日付で文科省からそれぞれの都道府県、教育委員会、知事宛て等に、26年度の調査の実施についてということで通知文が来ております。その写しをお手元に差し上げましたが、一番下の波線、アンダーラインを引かせていただきましたけれども、「もし公表するのであれば、事前に当該学校と十分相談し、公表による教育上の影響等を確認した上で、教育委員会の責任と判断において公表することも可能とします」と。25年度までは公表はしないという文科省の方針、取り決めでしたが、26年度からこういうふうな表現に変わっております。この教育委員会というのは、県の教育委員会ではなくて地教委、美里は美里町教育委員会ですね。

それで、このほかにいろいろな資料がありますけれども、もっと細かな資料があるのですが、今回のときにでも準備させていただきますけれども、県教委の方針ももちろんあります。県教委としては、公表はしたくないという表現だったですかね、各地教委にも公表を求める考えはないという見解が、たしかあったと思います。そうですね。

そしてあと、美里町の教育委員会としましては、何のためにこのテストを実施し、何を調査するのか。この学校はこうだからと、それを示すために、競争をあおる、あるいは場合によっては学校を潰すようなことになりはしないかと。ですから、あくまでも子どもたちの学力改善・向上、それと自己反省ですね。自分はここの部分が苦手だと、この部分はじゃあ頑張っていこうと。それから、指導者側もその子にとって何がいいか、どういうアドバイスをしたらいいのか。あるいは、トータル的に学校としてどうなのか。そういうプラス思考といいますか、そういういった考え方でやってきているし、今後もそういうふうにやっていきたいという考え方です。校長会等の場では、教育委員会で最終決定をするのですが、教育長として公表する考えはないと、一応言わせていただいております。

あえて学校名を出したら、もう個人はすぐにわかりますから、美里の場合。1学年十何名とかの学校もあります。それでなくても担任はもう「びくびく」というか「びりびり」していますから。あえて美里町は全体の通過率とか、それは広報で出しますけれども、学校ごとについて

ては、こちらでは押さえていますが、発表というのはしません。あと、学校は学校で学校便り、学校の実情に応じて出したり、それは学校に任せております。

そういう考え方で過去やってきましたが、きょうの定例会で質問等いただきますけれども、方向づけを決めていただきたいと思います。長くなりました。

○委員長（佐々木勝男君）　ただいま教育長さんのほうから、全国学力学習状況調査の実施に関するということについて、県の教育委員会での考え方とか、あと町として、教育委員会の事務局として現在考えているところのお話をいただきました。これはそのことをもとにしながら、御質問、そして御意見をいただいて、協議を進めていきたいと思います。はい、お願いします。

○3番委員（後藤眞琴君）　教育長さん、このことを前に、この委員会で話したのです。それでおおよそのことで、公表はしないのだということで、合意はしているはずですよ。ですから、教育長さんが議会でおっしゃったということは、教育委員会で話し、そういうことがあってお話ししているのだというふうに僕は理解しています。

○4番委員（佐藤三昭君）　確かにこれ、協議事項ではなくて、その他で出た案件だったのかも知れないですけども、確かに聞いています。

○教育長（佐々木賢治君）　済みません、事務局で確認しますので、ちょっと時間をいただいて、その説明をさせていただきます。

○委員長（佐々木勝男君）　はい、どうぞ。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君）　今の件ですね、5月の定例教育委員会で発言させていただいております。その際に、これはフリートーキングで基礎学力・いじめ等についての中で、教育長のほうから学力学習状況調査の公表について、いま現在はこういった考え方なのですよということ、お話しはさせていただいていますが、そのときには協議事項という部分ではなくて、来月の教育委員会で正式には決定させていただきたいという内容でした。

ですので、今回改めてこの件を協議事項として提案させていただいて、委員皆様方の意見をいただきたいということでございますので、ご認識よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（佐々木勝男君）　ただいまの御説明でよろしいですか。

（「はい」の声あり）

ということで、各委員の皆さんからご意見をいただいて、公表するのか、非公表なのか、もし公表すればどういうところを留意するのか、非公表の場合はこういうために非公表であるとか考えるというふうにして、お考えをお聞かせいただければと思います。どうぞ。

○教育長（佐々木賢治君）　事務局でお願いしたいのは、もし公表したいという委員さんがおら

れる場合、こういう理由で公表したほうがいいのかという御意見があればお伺いしたいのですけれども。公表しないほうがいいのかという理由は、私も随分お話しさせていただいたので、大体あのようなことかなと思ひまして。済みません、口を挟むようで、いかがでしょうか。

○委員長（佐々木勝男君） 大体、てんびんにかけるという場合、理由は両方あると思うのですが。こっちに対する反対、これは丸でこういう考えはバツだから、だからというように、論を進めていく上でね。だから、非公表というときは、理由はないから非公表というのではなくて、やっぱりそれなりの理由があるから、公表するのか公表しないのか分かれると思うので、あとはそのままして、公表しない、公表するというふうにとめることができると思います。

そう私は考えています。

○4番委員（佐藤三昭君） 私は公表しないことがよろしいと思います。理由は、個人または学校を特定することによって得られるメリットというのではないのではないかと。その成績について、状況については、教育委員会なり学校ができますので、個別による対策をやっていくことのほうが効果的ではないかと、この調査は。結果を活用する上では、そういう考え方というふうに思うからです。

○委員長（佐々木勝男君） はい、お願いします。

○2番委員（成澤明子君） 私も、教育長さんのお話のとおりだと思います。やっぱり結果に一喜一憂するよりは、学校や個人が特定され、何か今度は学校が特定されたら子ども特定されるという、そっちの弊害のほうがむしろ大になると思いますので、公表はしない。そして、今までどおり先生方は地道な努力を続けて、子どもたち全てが少しずつでも上に高まっていくことのほうが大事だと思いますので、あえて公表しなくていいと思います。

○委員長（佐々木勝男君） お願いします。

○3番委員（後藤眞琴君） 僕は教育長さんが述べた意見と同じです。競争をあおるだけではなく、デメリットのほうが大きいのではないかと。

もう1つは、この問題は本当に子どもたちの学力をはかるものになっているのかどうかということも。答えを出す過程もあると思うのですよね。その過程を見ないで答えだけだと。その過程を出すものをはかるような問題だったらまた、そういうことも僕は大事だと思いますので、ただ点数だけの結果だけを見て云々言うことには疑問を感じますので、教育長さんのおっしゃることと同じです。

○委員長（佐々木勝男君） 委員の皆様方は、公表しないということで、それぞれ理由が示されておりますので、その理由をまとめて教育委員会の考え方であるというふうにして決議にして

よろしいですね。

(「はい」の声あり)

○教育長（佐々木賢治君）　ありがとうございます。

○委員長（佐々木勝男君）　教育長さんのほうから前に、学力向上とかそういう言葉も出ておりますので、あと会議録をもとにして理由づけのところを後で文章化ということになろうかと思いますが、会議録をもとにしながらまとめる形をとりたいと思います。よろしくお願いします。

○教育長（佐々木賢治君）　議会でも質問があったのですが、処理としてどういうふうに行っているのだと。子どもたちへの指導です。ことしは8月末か9月初めぐらいに文科省で分析したものが各学校、個人ごとに送られる予定になっております。それで、答案用紙ではなくて、もっときめ細かな分析されたもの、ここの部分が通過できなかったとか全部来るのです。それをもとに、担任と子どもで2者面談をします。そしてあなたはこうなのですと。場合によっては保護者もそこに、3者面談で行っています。そういうふうな子どもの欠点や、すぐれた点もちろんありますし、ちょっと努力を要するもの、全部アドバイスしています。それから、学校便りで大体10月、遅いところで11月初めぐらいに、自分の学校はこういう状況であると。そういう対応をしております。次年度に結びつくように、6年生は中学校に入ってからと、何というのでしょうかね、モチベーションとか。中3についてはちょっと遅いのですけれども、高校入試に向けて通知表という考え方でなっております。

なお、宮城県の先ほど申し上げましたように、検査が小5、中2対象になりますので、それいろいろな関係機関で議論はされているようですが、そのような状況です。

○委員長（佐々木勝男君）　はい、ありがとうございます。はい、どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君）　今のこの結果を各学校でどういうふうに行っているのかと、そういうことを各学校で行っているものは、資料があったら教育委員会にも出していただいて、勉強しておいたほうがいいのではないかと思いますのですけれどもね。例えば美里町ではこういうふうに行っている、こうだとうだと。

○教育長（佐々木賢治君）　あとで時期が来ると学校教育専門指導員のほうから届きますが、学校でこういう対策を講じて、学校ごとにワンペーパーで出てきます。やりっ放しではありません。

○3番委員（後藤眞琴君）　はい、委員長。僕は本当に各学校の現状というのは、先生たちがどういう、南郷中学校ですか、あれ以外全然わかっていけませんので、そういうことをできるだけ資料として提示していただければありがたいと思います。

○教育長（佐々木賢治君） 学校ごとのがありますから、膨大な。

○3番委員（後藤眞琴君） これに関係したもの、今のこの公表するかどうかで、それで各学校でどのように利用しているという。

○委員長（佐々木勝男君） よろしいですか。

それでは、協議事項1、全国学力学習状況調査の公表については、公表しないということになりました。そういう決議でよろしいですね。

（「はい」の声あり）

ありがとうございます。

日程第9 協議事項2 美里町学校教育環境整備方針について〔継続協議〕

○委員長（佐々木勝男君） 日程第9、協議事項2 美里町学校教育環境整備方針について〔継続協議〕という部分でございます。このことについては、事務局のほうから提案の説明をお願いします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、日程第9、協議事項2でございます。これについては、5月以降継続協議ということで行わせていただきたいと思いますと思っておりますが、本日特段資料はございません。これは事務連絡で申し上げたとおり、前回お渡しさせていただきました「美里町学校教育環境審議会資料」というものと、あと答申書、これはこれからの教育委員会の際にはお持ちいただいて、それに基づいて協議を進めさせていただきたいと思いますので、今後もよろしくお願いしたいと思います。

その資料の部分ですか、前回、後藤委員さんだったと思うのですがけれども、私のほうの勘違いで全てこの資料を全委員さんにお渡ししていたと思っていたのですが、後藤委員さんには渡しそびれていたということがありましたので、前回の臨時会のほうでお配りさせていただきました。大変申しわけございませんでした。ですので、今日はこの資料の中身を若干説明して終わらせていただきたいと思います。というのは、もっと時間があれば深く協議したいのですが、このような時間にもなってしまいましたので、大体10分ぐらいですか、説明させていただきまして、きょうはそこまでにさせていただきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

それではまず、資料を説明させていただきたいと思いますが、この資料については環境審議会、延べ13回行わせていただいております。この13回行った中身については、答申書の中に会議の経過という形のものと示させていただいておりますが、その各回で使った資料をま

とめたものでございます。ですので、それをひもときながら説明させていただきます。

〔以下、資料に基づいた説明に付き詳細省略〕

- ・学校教育環境審議会名簿〔人事異動で小中学校長の変更あり〕
- ・美里町立小中学校幼稚園編成一覧〔開校から現在までの変遷〕
 - ※小牛田地域の小学校は明治6年7月に開校されてから統合、再編なし
- ・町立学校等施設の状況〔建築年月、構造、教室保有数など〕
- ・小中学校児童生徒数推移一覧〔昭和40年から平成20年までの推移〕
- ・小中学校児童生徒数推計一覧〔平成24年度以降の推計値〕
 - ※平成30年には小牛田小学校と北浦小学校の児童数が逆転する
- ・小中学校位置図及び通学区〔最大通学距離数、主な通学区の距離数〕
 - ※原則、小学校の通学距離が2キロメートル以上はスクールバス利用
- ・学校の適正規模資料〔文科省基準等、宮城県独自施策；学級編制弾力化事業〕
- ・「諮問事項の基本的な考え方」〔教委より環境審議会に提示：平成24年11月〕
- ・児童生徒数に基づく学校編制シミュレーション資料
 - ※1学年複数学級編制が不可能な学校を隣接する学校と再編した場合の資料
- ・スクールバス利用状況〔利用児童数、バス利用率、運行時間など〕
- ・小規模学校のメリット・デメリット〔一般的な事項〕
- ・中学校教職員配置数調べ〔教科担当制による専門教科ごとの教員人数〕
- ・中学校部活動部員一覧
- ・小中学校施設整備状況〔過去3年間の施設管理費用、今後の改修計画〕
 - ※審議会委員による学校視察実施〔小牛田中、不動堂中、不動堂小〕
 - ※職員室及び事務室に網戸がないことやトイレ臭気問題など指摘される
 - ⇒平成26年度予算にて改善工事を実施中
- ・学校給食の形態〔小牛田地域、南郷地域の現状〕
 - ※答申書には給食に関する意見は掲載されていないが、審議は行っている

○委員長（佐々木勝男君） では、ご説明がありました。このように分厚い資料でございますので、本日は資料の説明程度にしたいというようなことで、今後のあり方についても、進め方についてもお話がございましたが、これはプラスしておいたほうが良いということがあればお受けしたいと思います。どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） これ、随分、何もわかりませんので、これだけで3時間ぐらいかけて読ませてもらったのですね。それで、これは5年後までなのですけども、何か考える上ではもうちょっと長期的な展望に立って、人口などもどういうふうに減っていくのか、どこかで、美里町ではこれだけ減りますよとかいう、総務省だけでなく前岩手県知事さんがやっていたのでおおよそ新聞に出たのがありましたよね。ああいうものを、30年スパンとか、あるいは50年とか、あれは何年だかわかりませんが、これだったら半減しますよとか、美里町も何だか出ていましたよね、新聞に。そういうものも資料としてあったほうがいいのではないかと。

次に、第2次は長期的な展望に立ってやりますということは、前にちょっとこの委員会でお話があったと思います。それを見た上で、この平成30年以降ですか、そういうことも考える。

もう1つは、今の建物、中学校とか。これは中学校が主だと言われて、使えるもの、例えば30年今のものでもつのかとか、使えるのか。そういうこともわかるような資料があって、例えば統合とかするときにはこれを利用できるとか、じゃあここに持ってくるとか、あるいは統合しないでそれぞれがやるとかいう、そういうことを考える上でも、そういう学校の建物・施設、それがどれぐらいもつものなのかというふうに判断され、30年後には建てかえなければだめだとか。

○委員長（佐々木勝男君） 今、2つの件で資料をどうだろうかということでご質問があったのですけれども、何か。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） よろしいでしょうか。前回、5月の定例教育委員会の際にお諮りしまして、これだけは基本的な考え方ということで決めさせていただいたものがありました。というのは、6月の中旬に議会全員協議会がございまして、その際に議員の皆さんに説明しなければいけなかったのです。その際に、教育委員会の考え方というのがないとだめでしたので、5月の教育委員会の際にこれだけは決めさせてもらったことがあったのです。

それでその中で、今後藤委員さんが言う20年後、30年後というまでは人口を推計するのは大変だと。なおさら答申のほうもこのように言っています。「おおよそ平成30年度までの基本的な考え方をまとめたのがこの答申です」ということを言っているのですよ。ですので、教育委員会としてはその30年度までで本当にいいのかどうかということを5月の定例教育委員会でお諮りした結果、平成30年度までを第1期、平成31年度以降を第2期とする整備方針としたらいいのではないかと。ですから、平成31年度以降は、20年後になるか30年後になるかまでは決めておりませんでした。ですので、それを決めるのが次回からの教育委員会になるのかなと考えております。ですので、平成31年度以降、将来の10年後、20年後、30年後まで、この教育委員会

でいま審議するのか、それともあくまでも予想できる10年後ぐらいまでのことを審議対象にするのかというところを、やはり次回からお願いしたいと思っておりますので、後藤委員さんが言う20年後30年後の人口推計というのは、当然町にはございます。ただ、小学生が何人になる、中学生が何人となると、そこまでの資料はないですけれども、そういったものは用意させていただきたいと思います。

あと、もう1つよろしいですか。施設の関係でございますけれども、先ほど説明した中では施設を建てた年度などを示した状況表をある程度話しました。それは平成何年に建てられた建物だとかということなのですけれども、今現在ほとんどの建物が鉄筋コンクリートなのですけれども、耐用年数70年とかと言われております。これは前までは40年とかという話もあったのですけれども、建物の長寿命化政策とか国のほうで計画しておりまして、それに基づいて70年ということは言っていますけれども、本当に70年もつのかなということを考えますとちょっと疑問な点がございます。

ですから、いま後藤委員さんが建物は何年もつのですかということと言われても、はっきりと事務局のほうでもこうだとは話できないかと思います。ただ、建ててから何十年はもうたっていますというようなお話はできますし、あとは何年後に建てかえが必要ですよということは、済みませんが言えません。ですから、それを決めるのが教育委員会の環境整備方針だということで、委員さん方の意見とかそういった勉強にもかかっているということになりますので、委員さん方から言われた資料は極力出したいと思っておりますけれども、各委員さん方のほうでもそういった勉強も、なおさらお願いしたいと思っております。

○委員長（佐々木勝男君）　どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君）　いま寒河江さんがおっしゃったことは全部承知した上で、これは30年のことを考える上での資料として長期的なスパン、ある程度わかるところの資料があったほうがいいのではないかという意味で、それをお願いしたいです。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君）　はい、わかりました。人口の部分については次回の際にお示ししたいと思います。

○委員長（佐々木勝男君）　よろしいですか。

時間も大分たっておりますが、先ほどは事務局のほうからも本日は資料の説明程度にして、あと次回以降これからの協議事項等について進めていきたいということでございますので、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

それでは、この件については、協議事項2については継続協議でございますので、一旦ここで美里町学校教育環境整備方針については協議を終了します。

日程第10 協議事項3 基礎学力・いじめ等について〔継続協議〕

○委員長（佐々木勝男君） 日程第10、協議事項3 基礎学力・いじめ等について〔継続協議〕ということでございますので、提案のご説明をお願いしたいと思います。

○教育長（佐々木賢治君） 学力につきまして、美里町の学力向上委員会というのをいま立ち上げようとしています。それについては、専門指導員の勝基先生から一言、二言で結構ですのでお願いします。日にちも決まっていますよね。

○学校教育専門指導員（佐々木勝基君） 学力向上委員会というのをこれまで、小中学校合わせて9校ありますが、そこの教務主任が集まってその話し合いをしてきたと。それで、今年度もっと实际的に学力向上にかかわっているのは教務主任ではなくて研究主任だと、特に中学校は。そういう反省がありまして、各学校のいわゆる学力向上委員会委員というのをそれぞれ出してもらうようにしました。第1回目を7月16日に開催いたします。これは校長会のほうの担当校長2人、小中ともに2人おまして、その方々が世話人になって各学校の現状の情報交換をしたり、あと町全体のひいては学力向上委員をどういうふうにしたらよろしいかというような意見交換というふうな感じになると思います。

教育委員会としてもそれらを参考に、今までやっている学力向上対策があるのですが、その辺に訂正を加えていくとかさらに改善を図っていくというふうになるというふう to 今思っております。私もこの4月から来て、まだよくわからない部分があるのですが、

あと、もう1つ教務主任会が担っておりました、いわゆる教務主任というのは教育課程の管理、あるいは時数とか、あるいは行事の調整、そういうのを主にやっているわけでありまして、その調整は年度1回ぐらいがよろしいのではないかと。大体2月ぐらいにそれをして、次年度の計画を立てると。そうしないと、なかなかいろいろな行事の調整が、町の行事もあれば各学校の行事もあると。小中、幼稚園も含めて、あるいは社会教育の中のいろいろな授業なんかもあると思いますので、そういう調整会議というのを教務主任がやるというふうなことで、この間整理をいたしました。以上です。

○委員長（佐々木勝男君） あともう1つ、いじめ等がありますので、これも。

○教育長（佐々木賢治君） それでは、まず私のほうで国の方針、それを受けて県のほうでも方針ができています。美里町教育委員会では、努力義務なのですが、基本方針は今年度中

を目標につくりたいなど。素案の素案のようなものはあるのですけれども、もうちょっと整理しなくては行けませんので、教育委員会にいつ、来月示しますということはまだちょっと言いかねますが、いま策定中でございます。

それから学校のほうは、これは必ずつくりなさいということがありまして、今も学校で生徒指導委員会とか会議の中に、いじめについてどうのこうのとかいろいろあるのですが、今お手元に配った「学校いじめ防止基本方針」というものが県のほうから示されました。これについて簡単に、勝基先生のほうから学校にどういう指示をしたか、お願いします。

○委員長（佐々木勝男君）　お願いいたします。

○学校教育専門指導員（佐々木勝基君）　6月の校長会が6月9日にあったのですが、これは私もよくひもといてみましたら、昨年度法律が6月にできたと。いじめ防止対策推進法と。それを受けて、国のほうでは10月にいじめ防止等のための基本的な方針、これを策定いたしました。それから、宮城県も12月に宮城県いじめ防止基本方針の策定ということで、宮城県と宮城県教育委員会で一緒につくっております。その説明会がことしの1月にあったようです。それを受けて、多分教育委員会の内部でもやってきたと思うのですが、具体的なアクションは学校に対してはなかったと。

それで、この間の校長会6月9日に、今までのその経緯を説明申し上げまして、市町村における取り組みと学校における取り組み、学校のほうはいじめ防止基本方針は必ず策定しなければならない。それから、いじめ防止等のための組織、これは必ず置かなければならない、「必置」というような表現を使っておりますが、そのことをしっかりと伝えました。

それから、きょうお手元にあるこういうふうな、学校いじめ防止基本方針、これは中学校の参考例でございますが、この中の目次を見ますと大体このような項目、若干後ろのほう資料が欠けておりますが、このような内容で参考例でありますのでつくって、結構膨大なものになるかと思うのですが、でも基本的な構成というのは一緒だろうと思いますので、この参考例を各学校に配付しております。

あと、町のほうは教育長がいま言ったように、美里町の基本方針の策定は同時にやっていくと。いろいろな案があるようなのです。参酌しているのは、町のほうで作成して、今度学校と。その流れをやっていると遅くなるわけです。だから、町の方針ができた時点で修正を加えることも可。現在でもそういういじめ対応は。生徒指導委員会なり、あるいは青少年健全育成委員会とかでやっているのですね、学校ではね。ただ、それをはっきりと法律で決められたということを踏まえた形の基本方針、それからそういう組織というのは、まだ実際はできており

ませんと。だから町のほうも同時にいろいろやっていかなければならない。基本方針だけでなく、対策連絡協議会ですか、町のいじめ問題対策連絡協議会。これも「できる規定」になっていますので、いろいろ条文を見るとその辺が書かれてあります。

こんなところなのですが、おおよそのこちらから指示した内容というのはそういうことでございます。

○委員長（佐々木勝男君） ただいま基礎学力・学校いじめ防止基本方針に関することでご説明をいただきました。提案等説明いただきました。

これは継続協議ということでございますので、本日全部この時間をかけるわけでございまして、何か関連して質問、意見いただいて、あとは次回以降また審議を進めていきたいと思っています。どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） お願いなのですが、学力向上委員会というのができたら、そこでどんな話し合いをされているのか、この教育委員会にその内容についてお知らせしていただければありがたいと思います。

それからもう1つ、いじめについては、各学校で基本方針をつくるということでしたね。その基本方針ができましたら、それも教育委員会に各学校がこういうものをつくっておりますというものを資料として出していただければありがたいと思います。

○学校教育専門指導員（佐々木勝基君） はい、わかりました。

○委員長（佐々木勝男君） どうぞ。

○教育長（佐々木賢治君） なお、これはかなり各学校で参考にすると思います。剽窃にはなりません。このように県で示したものですから。学校バージョンでやりますけれども、流れとか、かなりこれを参考にさせてもらおうと思います。

○委員長（佐々木勝男君） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

それでは、これは継続協議ということで進めさせていただきたいと思います。では、基礎学力・いじめ等については、協議を終了いたします。

その他 日程第11 宮城県中学校長会からの要望について

○委員長（佐々木勝男君） 次、その他、日程第11、宮城県中学校長会からの要望について、説明いただきたいと思います。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） では、こちらのほうは各委員さん方にお知らせというか、

ご認識していただきたいということでございます。

毎年、県の中学校長会のほうから、こういった要望書が要望事項とともに提出されております。こういった人的条件の整備、教育費の充実、その他というものになっておりますけれども、教育長にも見ていただいております。美里町においては、全て100%というわけではないですが、ほぼ要望に沿った施策は展開されているといった認識でおりますけれども、なおさらこういったことが校長会から寄せられているということで、ご認識いただきたいと思っております。以上でございます。

○教育長（佐々木賢治君） ちょっと補足よろしいでしょうか。

○委員長（佐々木勝男君） どうぞ。

○教育長（佐々木賢治君） 県の中学校長会からの要望書、大きく3項目ありますが、美里町はほぼ100%と言いたいところですが、若干ないところもありますけれども、ほぼ満たされていると自負しております。

○委員長（佐々木勝男君） 何か御質問があれば、よろしいですか。

（「なし」の声あり）

その他 日程第12 東日本大震災被災児童生徒に対する支援事業について

○委員長（佐々木勝男君） それでは、次の日程第12、東日本大震災被災児童生徒に対する支援事業について説明をお願いします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） これにつきましても、要請書ということで、教育委員会に寄せられております。内容につきましては、東日本大震災で被災した就学困難な幼児、児童、生徒に対する支援事業に係る要請でございます。これについては、平成26年度でもって東日本大震災にかかわる就学援助がなくなる予定でございます。これは国のほうでそのように、平成26年度までという時限立法でさせていただいておりますが、やはりまだ宮城県におきましてはそういった支援が必要な子どもたちが多いのではないかといたことがありまして、それを教育委員会のほうでも国・県へ要請していただきたいというようなものの中でございます。

これにつきましては、特段教育委員会からこの会に対しまして回答するわけではございませんが、実は県のほうからアンケートが来ております。平成26年度でそういった支援事業がなくなりますけれども、美里町のほうでは引き続き必要と考えますかといったアンケートでございました。こちらについては、教育長と協議させていただきまして、美里町といたしましては国・県のほうに引き続き行っていただきたいと。美里町においては、人数的には相当減少はしてお

る現状でございますけれども、やはり沿岸部などの状況を考えれば、引き続きこういった支援事業は行っていただきたいといったことでのアンケートの回答をさせていただいておりますので、それを含めまして報告させていただきたいと思います。以上です。

そのようにしているということで、ご認識いただきたいと思います。

○委員長（佐々木勝男君） このことについて何か御質問があれば。どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） 僕はそれ、いま説明があったことはもっともなことだろうと思いましたが、どうもありがとうございます。

○委員長（佐々木勝男君） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

なければ、次に移らせていただきます。

その他 日程第13 平成26年7月美里町教育委員会臨時会・定例会の開催日について

○委員長（佐々木勝男君） 日程第13、平成26年7月美里町教育委員会臨時会・定例会の開催日についてということで、まず臨時会でございますけれども、その内容は教科書にかかわることでございます。教科書の選定にかかわるところなので、教科書の選定の日程ということでちょっと詳細なことがわかれば簡単にお示しいただいて、ではいつ臨時会を持つべきかということを確認したいと思います。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） はい、それでは若干説明させていただきます。

平成27年度、来年度でございますけれども、小学校で使用する一般図書、教科書ですが替わります。それに基づきまして、今年度におきましては町の教育委員会、または美里町が所属するのは大崎地区採択協議会でございますが、そちらで教科書の決定を行わなければいけません。そういった年に当たっているわけでございますが、先日、大崎地区教科書用図書採択協議会の事務局であります大崎市のほうからお願いがございました。というのは、7月上旬までに各教育委員会におきまして教科書採択の希望を意見として提出していただきたいというものでございます。これについては、もう少し早目にそういった事務局から連絡が来ればよかったのですが、やはりこれは毎年のことではなく、3年に1回とか4年に1回のもので、大崎市の事務局のほうもちょっと立ちおくれていたという状況でございます。

その中で、各町の教育委員会においては、7月11日ごろまでに教科書採択の意見を提出していただきたいというものでございます。これを受けまして、その後採択の選定委員会というものの、あとは先ほど日程表の中でも申し上げましたが、教科書採択協議会という、これは教育長

が出席する会議でございますが、それが7月下旬に予定されております。ですので、各町のほうでは7月11日までの間に臨時会などを開催して、教科書の採択の決定をしていただきたいということでございます。

なお、教科書の採択といっても、教科書自体が今どのようなになっているのかということなのですけれども、7月2日まで南郷庁舎、あとはきょうこの会場となっている近代文学館で教科書を展示させていただいております。その展示しているものを住民の方、もしくは学校の先生方に見ていただきまして、いろいろな意見が寄せられます。その寄せられた意見の集約を町教育委員会にさせていただきたいということがその趣旨でございますので、当然7月2日まで展示しておりますので、それ以後でないとまとめができません。

ですので、事務局のほうでも大崎市の意向を受けまして検討したのですけれども、幾ら早くても、7月7日月曜日から11日金曜日までの間でないとできないだろうと。つまり7月の第1週では臨時会等の開催はできないだろうと。つまり、各住民の意見、あとは先生方の意見が出されない状態では、教育委員会でもまとめようがないということですので、7日から11日ぐらいまでの間で臨時会が開催できないのかというのが、きょう事務局のほうから各委員様方に協議というかお願いする事項でございます。

○委員長（佐々木勝男君） ただいまの教科書採択にかかわることについての臨時会ということで、7月7日から11日までの間で、その中で校長会とか、あるいはそのほかの会議で教育長さんが出なければならない日程がございましたら、その辺を除いて考えなければいけない。

○教育長（佐々木賢治君） 事務局案はないのですか。

○4番委員（佐藤三昭君） 済みません、私はこの間だと、10日以外あいている日がないので、すごく限定的になるので申し上げにくいのですが、10日だと空いているのですが、ほかだとちょっと調整できないので来られないです。

○2番委員（成澤明子君） 私は10日ならばいいです。

○3番委員（後藤眞琴君） 10日は何曜日ですか。7日は僕もだめです。

○委員長（佐々木勝男君） それでは7月10日、よろしいですか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） その日はですね、予定表には書いていないのですけれども、10日は午後から生徒指導連絡協議会ということで、夏休みとか長期休業中前の学校全体の集まりがあるのです。そのときに、教育長がその場で各学校のほうに指示を出すというようなことも必要になっているのですけれども。

○教育長（佐々木賢治君） 10日は何時からですか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それからあともう1つ言わせていただきますと、10日、まだ予定なのですが、町の臨時議会が開催されるかもしれないというような予定があります。

これはまだ最終決定ではないのですが。

○委員長（佐々木勝男君） 開かれるとすると午前中だね。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） はい。それで、こちらのほうも後ほどしようと思っていたのですが、教育委員会関連で和解の議案がある予定です。というのは、スクールバス、研修バスとして運行している中で、そのバスが駐車場で私用車にぶつかってしまいまして、その部分の損害賠償の示談が必要になってきたという事案がございます。それがその臨時会にかかる予定でおるものですので、臨時議会となれば教育長、課長が出席ということになります。

○委員長（佐々木勝男君） 厳しい日程になるのかな。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和） 10日はだめなのか、聞いてみますか。

○4番委員（佐藤三昭君） ただ、私だけがそういう都合なので。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 教育委員会とすれば午後の教育長の都合もある。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） これはですね、3年前に中学校の教科書の際にもやっているということで調べてみましたが、その際も急だったものですので、午前10時から行って大体30分から40分くらいで終了しているようでした。ですからこのこと1点だけの臨時会ということで、平成23年度に行っていた事例は見てきました。

○委員長（佐々木勝男君） 学校から上がってきたものを、集約されたものを、こういうのはいかどろかの確認ですね。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） そうですね、はい。

○委員長（佐々木勝男君） そしてあとは、大崎のほうで協議すると。

○3番委員（後藤眞琴君） それは教育委員会としての意見は述べないのですか。

○委員長（佐々木勝男君） 述べます。採択のだから、マルかバツかでなくて、こういう教科書の取り扱いでいいだろうという、そういうことも若干コメントも必要です。

○3番委員（後藤眞琴君） 述べると。今のお話では、各学校から上がってきたものをまとめるのだと。

○委員長（佐々木勝男君） 資料として上がってきますから。

○3番委員（後藤眞琴君） まとめられたところに意見を述べていいということですか。あるいは、まとめたものに対して教育委員会の意見を述べるということですか。

○委員長（佐々木勝男君） 従来は、意見を付して出しているのですよね。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） はい、意見を付しているようでございます。というのは、同じ教科書であればよろしいのですけれども、その学校によって違う教科書を希望する場合があるらしいのです。

例えば3年前の中学校の際には、主要5科目は全ての学校で同じだったのですが、技術家庭とかそういった教科書は各学校によって希望する教科書がまちまちだったということです。それは町としてはあり得ない話でございますので、それをまとめるというのが教育委員会の最終的な意見となってくると。

○3番委員（後藤眞琴君） まとめるというのはどういうことですか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） つまり一本化するということです。

○3番委員（後藤眞琴君） その教科書のこっちがいいとか。そうすると、教育委員会としても教科書のある程度内容を把握していないと判断はできないわけですね。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） はい。それで、先ほど言った30分から40分、1時間ぐらいの会議については中も前半30分ぐらいはその教科書を各委員さん方に見ていただいていたというような時間にとっていたようです。ですので、事前に教科書を見ていただくというのが一番よろしいのですけれども、なかなかそういった時間も難しいのかなということで、先ほども言ったとおり7月2日までであればこの近代文学館でも展示はしております。ですけれども、事前に見ることは可能なのですけれども、当日はやはりその場で30分ぐらいは教科書を見ていただいた上で、美里町としての採択の意見を付していただいているというのが現状のようでございます。

○委員長（佐々木勝男君） どうぞ。

○教育長（佐々木賢治君） 基本的には現場の先生方の意見を尊重しなくてはいけないと思います。全部の学校がここの会社の本がいいとなれば、まず教育委員会でもまず頑張らしましょうと。問題なのは、ばらばらになった場合どうするかですね。その部分、焦点化して協議しなくてはいけないのかなと思います。

○委員長（佐々木勝男君） 意見が分かれたところがポイントになると思います。共通して固まっているところは、それはいいと言えそれは語弊があるけれども、それは共通した意見が出たとみなすほかないかなと。どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） 僕は、30分ぐらいではとても見ることはできませんので、前もって見させてもらっておきます。

○教育長（佐々木賢治君） それで、この大崎地区に専門委員とか選定委員とかそれぞれ教科の

担当者が全部調べるのです、その組織で。それで、一応教育委員会で事務上、地教委にそれぞれ町ごとの教育委員会の意見とか、そういったことも加味すると。ですから、美里町はほかの地区と違う教科書を使ってはだめということはないのですが、教育長連絡会では少なくともこの北部管内は同じ教科書を使うようにという1つの方針のようなものがあるようです。ですから、その辺はご理解いただきたいと。

それで、細部についてはそれぞれ専門の教員が全部時間をかけて、現場の声を集約しながらやっております。

○3番委員（後藤眞琴君） 沖縄で何か教科書の事案がありました。新聞記事で見ていると、そういうことも中にある。ある程度、責任を持ったかたちのコメントができるものでないといちょっとまずいなという考えから発言しました。

○教育長（佐々木賢治君） それは、基本です。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 済みません、10日の日程を確認してきます。

〔教育次長兼教育総務課長、一時退場〕

○教育長（佐々木賢治君） いま議会に確認に行ってもらっていますので、定例会のほうを先に。

○委員長（佐々木勝男君） 定例会のほうを先に確認させていただきたいと思います。定例会の案としては、7月22日か24日か、あるいは次の週の7月28日から31日までの間。

○3番委員（後藤眞琴君） もう一度お願いします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 後藤委員さん、最初に配った行事予定表、これを見ていただくとよろしいかと思います。これに曜日とか、あとは行事予定も入っていますので。

○教育長（佐々木賢治君） 教育長は28日はだめです。一日会議、午後も。

○委員長（佐々木勝男君） 22日か24日か。それもみんなだめであれば、28日から31日までの間。御都合が悪いところを言ってもらえると。

○教育長（佐々木賢治君） それから、29日が社会を明るくする運動の講演会、教育長も推進委員になっているものですから、午後です。

〔教育次長兼教育総務課長、再入場〕

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 10日は臨時会なしです。15日ぐらいになると。

○委員長（佐々木勝男君） 臨時会なしね。今は定例会のほうをまとめていましたので、後ほど。28日と29日はだめと。

○3番委員（後藤眞琴君） 僕は、あとは大丈夫です。

○4番委員（佐藤三昭君） 22日だと大丈夫です。それか31日。

○2番委員（成澤明子君） 22日はだめです。

○委員長（佐々木勝男君） それでは、31日でいいですか。

（「はい」の声あり）

では、7月31日、午後1時半いいですか。

○4番委員（佐藤三昭君） 大丈夫ですよ。

○委員長（佐々木勝男君） それでは7月31日、定例会。13時30分。今度は南郷庁舎ですね。

ではあと、臨時会は、次長さんが確認した上では。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 10日の臨時会はないそうです。

○委員長（佐々木勝男君） 町の臨時議会はないと。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） はい。15日ぐらいだそうです。

○委員長（佐々木勝男君） そうすると、教頭会と生徒指導だけだと。午前中は、それではいいということだね。教頭会は午前中からですか。

○教育長（佐々木賢治君） 9時半からです。

○委員長（佐々木勝男君） 午前中ね。生徒指導は午後で。

○教育長（佐々木賢治君） 教育委員会を優先してやりくりしますから、午前午後、どちらか設定してもらえば。

○委員長（佐々木勝男君） どちらでもよいということだね。

○4番委員（佐藤三昭君） 朝でも夜中でもいいです。10日ならば大丈夫です。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） できればこちらのときに、教科書をお示ししたいと思うので、7月2日でこちらの教科書を引き上げます。

○委員長（佐々木勝男君） 引き上げて事務局に持っていくのだね。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） はい。

○3番委員（後藤眞琴君） ちょっと、僕の勝手なのですがけれども、午前中にやるのだったらここをお願いできればと。

○委員長（佐々木勝男君） 午前中でいいのね。

○教育長（佐々木賢治君） 場所ね。

○3番委員（後藤眞琴君） 南郷に行くのには、バスが出ないので、ここで開催していただけたらありがたいということです。

○委員長（佐々木勝男君） どうしますか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 近代文学館もしくは中央コミュニティでもよろしいでし

ようか。

○3番委員（後藤眞琴君） はい。

○委員長（佐々木勝男君） そうすると、臨時会は場所未定ですか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） はい、調整します。あとは時間ですね。

○委員長（佐々木勝男君） 時間は10時でどうですか。

（「はい」の声あり）

7月10日臨時会、午前10時と。場所は後日ということです。

○教育長（佐々木賢治君） 教頭会は、専門指導員に任せます。

○委員長（佐々木勝男君） 日程13までは以上でございますが、議事の追加がございますので、
よろしくお願ひしたいと思います。

〔追加〕 日程第14 美里町小牛田地域学校給食センター基本構想問題に係る検証について

○委員長（佐々木勝男） 日程第14となります。町長に提出する返却に係る検証ということで、
このことをご提案いただきたいと思います。説明はよろしいですか。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 資料を打ち出ししていませんでしたので、済みませ
んが、これから出します。

○委員長（佐々木勝男君） すぐ出るのですか。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和） はい。

○3番委員（後藤眞琴君） あの6月9日に話し合ったことのまとめですか。箇条書きにすると
か。

○委員長（佐々木勝男君） 各委員の言った意見が入っていないと言われると困るので。そうい
うふうにならないように。

○教育長（佐々木賢治君） ちょっと一回休憩をお願いします。

○委員長（佐々木勝男） はい、暫時休憩とします。

午後 5時40分 休憩

午後 5時50分 再開

〔事務局より、資料を委員に配布〕

○委員長（佐々木勝男君） それでは会議を再開します。美里町小牛田地域学校給食センター基

本構想問題に係る検証について、ご説明をお願いしたいと思います。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） はい。それでは、町長に提出する文章ですが、これは6月9日に行われました臨時会で委員さんのほうから出されたものをまとめたものです。事前に吉田さんのほうから、教育委員会として検討すべき主な問題点ということで、かなりの点を検証しなければならないというお話だったのですが、実際に教育委員会の中で話し合った部分を箇条書きにしておりますので、一つ一つ読み上げていきますので確認のほうをお願いします。

○3番委員（後藤眞琴君） きょうこの場で確認をするのですか。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） できればそうしていただければ。

○3番委員（後藤眞琴君） 委員長、これは無理ではないですか。僕はこれは自分のうちに持ち帰って、きちっと読んで、どんな意味なのか、やっぱりしたほうがいいのではないかと思うのですけれども、ほかの委員さんはいかがでしょう。

○委員長（佐々木勝男君） 成澤委員さん。

○2番委員（成澤明子君） 今すぐは、ちょっと無理かなと思います。もう少しじっくり読んでみたいと思います。

○委員長（佐々木勝男君） 佐藤委員さんは。

○4番委員（佐藤三昭君） 時間をかなりとれば、いま読み合わせもできるとは思いますが、ただきょうこの場に来て、この議事ですので、そこら辺を考慮いただければ。私は何時まででもいいですが、きょうは。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 済みません、委員長。10日の臨時会の中で協議できるのであれば。

○委員長（佐々木勝男君） ただ、その確認、加除修正の報告書をまたつくらなければいけないと。どうしますか。

○3番委員（後藤眞琴君） 今までこれは遅れたのですが、僕は6月9日でやった時点で、あの時点で述べませんでした。当然あれを議論していたときには、議会のことも踏まえてやるのだということはみんな頭にあっていただろうと思います。そういう発言があったと思います。議会対策ではあくまでもないのですけれども。それが、議会までにこれをつくらなかったのですよね。ですから、すぐ慌てる必要もないわけですよね。きょうあした、きょうこれを今決めて、あした町長に出すなんてことはない。ですから、それを今言われた臨時会のときまでで、また議題を入れて、そのときにみんなで意見を出し合って、その後何かのときにも可能ではないかと思

うのです。

○委員長（佐々木勝男君） 臨時会というのは、教科書採択のときですか。臨時会の持ち方だな。時間をどの程度、みんなで一斉にとれるか。そこを確認しておかないと。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、よろしいでしょうか。6月9日の会議録はまだまるっきりできていないのですけれども、最後にこの検証のことについては、このようにまとまっております。

箇条書きにするか、文章にするのかについては、後藤委員からの意見で箇条書きでよいと。きょう、十分協議したので、ファックスなどで各委員に目を通してもらえればいいのではないかと。その手続きを踏めば、町長に提出してもよろしいと。

それで委員長がまとめとして発言しています。委員長と事務局がまとめたものを各委員に目通しをいただくと。確認してもらった後、町長に提出するというようなことを、6月9日に決まっております。

それを受けて、きょうここで確認してもらおうと、委員長に追加をお願いしましたが、提案した案件がこんなに時間がかかると思っていませんでした。できれば確認してもらえればと思ってきょう、お渡しした次第ですので、それに対する時間が必要であるのであれば、各委員様方にはきょうお渡しして、中身を確認してもらったことを事務局のほうに電話なりファックスなりメールなりでいただくと。そのまとめたものを、またファックスなりでお送りするか、それとも7月10日の臨時会の際に最終目通しいただくということになるかと思うのですけれども、その部分を今決めていただければよろしいかと思っております。

○3番委員（後藤眞琴君） 委員長、僕はそのときというのは、寒河江さんがお話しされたように僕は発言したのですけれども、そのとき成澤委員さんが、いや臨時会を開いたほうがいいのではないかと提案をされて、いや臨時会まではいいのではないかと僕は申し上げたのですけれども、僕はぶり返すわけではありませんけれども、議会での福田議員さんと教育長さんと委員長さんの発言を見て、これだったらやはり臨時会なりを開いてきちっとしたほうがいいのではないかと強く思ったのです。それで、何か機会があったら申し上げようと思って、また行き違いがありますと大変なことにもなるとも限りませんので。ただ、確認というのは、これをきちっと読んで、みんながそれなりに確認した上で意見を述べてということ。それが大事なことだろうと思うのです。ですから、改めてやはり僕は前の意見を訂正した上で、これをみんなが持ち帰って、それでその臨時会のときに、ここはこういうふうにしたほうがいい、ここはこういうふうにとちょっと足りないものがあるとか、そういうお話を、またこの教育委

員会の協議のほうに文言を考えて出して行くと。それで、「てにをは」の問題は事務局のほうにお任せすると、そういう手続でいったほうが僕は間違いないのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（佐々木勝男君） この前話し合ったこと以外に、それぞれの項目にプラスの言葉が出てくるということも予想されるのですね、そうすると。

○3番委員（後藤眞琴君） いや、あるかもしれないですけども。

○委員長（佐々木勝男君） この前話し合ったことをもとに、それをベースにしたものとして一応はやったので、それでその言葉を使いながら文章化されたものがこのようになったというふうにして私は受けとめておるので、もう大幅にプラスアルファされる言葉というのは、私はあり得ないと思いますので。一度持ち帰って、きょうは時間が恐らくそういうことは難しいと思いますが、目を通していただいて、今度の臨時会、7月10日の10時から集まるのですけれども、臨時会のときに教科書採択、そして次にこの検証について確認というようなことで進める方向になろうかなと思いますが。

（「はい」の声あり）

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、よろしいでしょうか。事務局が言うことではないのですけれども、できればその確認をする作業の前に、事務局のほうに各委員さん方から意見をいただいた上で、その修正をしたものを当日お示しするということになれば、そんなに時間はかからないかと思います。ですので、この場で何日までにその修正案をお寄せいただくということをお決めいただいて、お電話なりで連絡いただければありがたいかと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

○教育長（佐々木賢治君） 私もそういうふうに思っていました。ワンクッションを置いて、一旦ファックスで修正案をもらい、こちらでそれをまとめて提示して、なるべく時間を余りかけないように中身の濃いものを作成する。

○委員長（佐々木勝男君） 1回目はきょう出していましたので、今度これをもとにして照らし合わせて修正案をとということになります。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 委員長、できれば早いほうがいいのですが、今月いっぱいぐらいで、こちらのほうにファックスなり電話なりで連絡いただければなと思っております。

○委員長（佐々木勝男君） ファックス報告は、いつまで。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 6月30日までです。

○委員長（佐々木勝男君） 6月30日、はい。それでは、6月30日までにファックスなどで修正案、修正文書ね。

○2番委員（成澤明子君） メールでもいいのですか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） はい、よろしいです。

○委員長（佐々木勝男君） ファックスまたはメールね。メールは、私も心配だけれども、違うところに行ってしまうので、十分ご配慮願いたいと思います。それでは以上です。

○教育長（佐々木賢治君） 済みません、ちょっと心配なので、「記」の下だけでいかがでしょうか。下記の「記の下」の部分。万が一個人情報がないように、大体教育委員会というのはすぐにわかるのだけれども、でも名前ぐらいは取りたいですね。

○3番委員（後藤眞琴君） ファックス、メールの場合には「記」以下のことを箇条書きにして、それで自分の名前を記載する。

○委員長（佐々木勝男君） いま説明があったとおりでございます。それではよろしく願います。本日の会議の議事日程は以上でございます。あと追加はございませんね。

では、以上で6月教育委員会定例会議を終了させていただきます。

御協力ありがとうございました。

午後 6時 2分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課 寒河江 克哉の調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成26年 7月31日

委員長

署名委員

署名委員